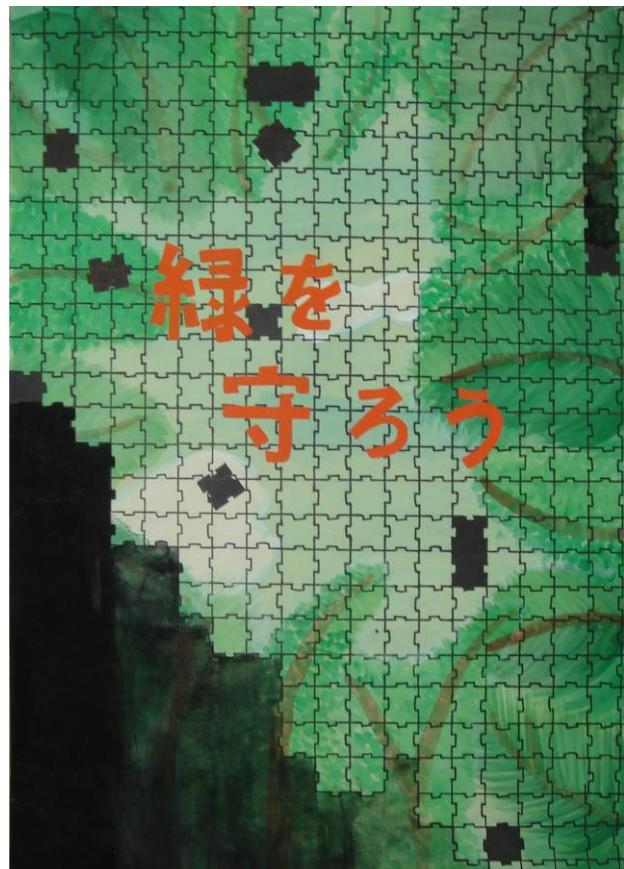
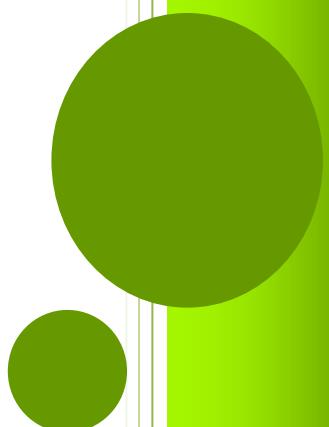


環境白書

平成 22 年版



大分市



表紙のポスターは、平成 21 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された
松下栞奈さん（上野ヶ丘中学校）の作品です。作品名は「失われていく森」です。

今日、環境問題は私たちの地域的な問題にとどまらず、温暖化による気候変動や生物種の絶滅など様々な問題へと拡がりをみせ、その対策や低炭素社会の構築などを地球規模で考え、その解決に向けて事業活動や身近な日常生活レベルから行動することが求められています。

将来に向けて健全で恵み豊かな環境が保全されるとともに、それを通じて、一人ひとりが幸せを実感できる生活を送ることができ、次の世代を担う子どもたちへ継承できる持続可能な社会を創り出すことが今の世代を生きる我々の使命であります。

このような中、本市では平成20年3月にこれまでの「大分市環境計画」を改定し、望ましい環境像として『心の豊かさをはぐくみ環境と調和する質の高い社会を目指す都市 おおいた』を掲げ、市民、事業者と市が共通の認識のもと、それぞれの立場で、また協働して環境問題に取り組んでいるところです。

今回作成しました「平成22年版環境白書」は、これまでの白書の内容を見直し、環境基本計画に沿った内容に改め、本市の環境の現状と主要な取り組みをまとめたものです。是非、多くの市民の皆さんに本書をご活用いただき、本市の環境行政の推進にさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年11月

大分市長 釘宮 磐



環境保全宣言決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然是生けとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球上に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇など自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人間の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていかなければならぬ。

そのため、健全な自然環境が、人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー消費社会を見直し、次世代はもとより後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざすものである。

よって我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成4年12月21日 大分市議会

目次

はじめに

第1部

大分市の概況と環境行政

第1章 大分市の概況	2
第2章 大分市の環境行政	4
第1節 総合的な環境保全	5
(1) 大分市環境基本条例	5
(2) 大分市環境基本計画	6
(3) 環境保全資金融資制度	7
第2節 総合的な公害防止	8
(1) 大分地域公害防止計画	8
(2) 公害防止協定	9
(3) 工場における公害防止組織の整備	10
(4) 公害苦情	11

第2部

基本目標の達成に向けた取組

第1章 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります	
第1節 豊かな自然や生き物を大切にします	16
施策1 多様で貴重な自然の保全	16
(1) 自然環境調査	16
(2) 大分市名木の指定	17
(3) 郷土の緑保全地区の指定	17
施策2 環境と調和した農業の推進	17
(1) 資源循環型農業推進事業	17
(2) 大分市エコ・アグリ推進支援事業	17
(3) 農地・水・環境保全向上対策	17

第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます	18
施策1 自然に親しむ場所・施設の確保と充実	18
(1) 都市・農村交流活動支援事業	18
(2) まるごと田舎暮らし協働体験事業	19
(3) 市民農園開設等支援事業	19
(4) 「農」のある暮らし支援事業	19
施策2 レクリエーション・学習の場の確保と活用	20
(1) 身近な自然観察会	20
(2) OITA自然観察ガイド	20
(3) 環境ポスター展	21

第2章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます

第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます	23
施策1 緑の空間の確保	23
(1) 活き粹大分街かど空間奨励事業	23
施策2 緑の質の向上	23
(1) 街路樹管理	23
施策3 緑の啓発の推進	24
(1) ボランティア団体育成	24
第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます	25
施策1 水辺の保全	25
(1) 水辺の生態系状況調査	25
(2) 住吉川ホタル飛翔調査	25
施策2 水辺に親しむ場所の創造	26
(1) 西大分ウォーターフロント開発	26
第3節 個性あるまちなみ景観をつくります	27
施策1 都市景観形成の推進	27
(1) 大分市景観条例	27
施策2 まちの美化対策の推進	27
(1) 大分市環境美化に関する条例	27
(2) 不法投棄防止対策	27
(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例	28
第4節 歴史・文化を大切にします	30
施策1 文化財の保護・保存・活用	30
(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用	30
(2) 文化財愛護活動の支援	30
(3) 大友氏遺跡事業	30
(4) 横尾遺跡保存整備事業	30
施策2 文化財の調査の推進	31
(1) 文化財調査事業	31
(2) 伝統文化調査事業	31

第3章 大気、水、土壤などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます

第1節 良好的な大気環境を維持します	33
施策1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進	33
(1) 大気汚染監視測定事業	33
(2) 工場・事業場への対応	37
施策2 自動車交通対策の推進	40
(1) 自動車交通公害	40
(2) 低公害車の導入	42
施策3 悪臭対策の推進	43
(1) 悪臭防止対策	43
第2節 良好的な水環境を維持します	45
施策1 工場・事業場排水対策の推進	45
(1) 環境測定	45
(2) 工場・事業場への対応	48
施策2 生活排水対策の推進	49
(1) 生活排水処理施設の整備	49
(2) 住吉川浄化対策推進事業	50
(3) 生活排水対策に係る啓発事業	50
施策3 地下水・土壤汚染対策の推進	51
(1) 地下水質の状況	51
(2) 土壤汚染対策	51
第3節 騒音・振動を防止します	53
施策1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進	53
(1) 環境測定	53
(2) 工場・事業場等の指導・監視	54
(3) 特定建設作業の指導・監視	55
(4) 公害防止協定締結企業の周辺における深夜騒音調査	55
施策2 近隣騒音対策の推進	56
(1) 近隣騒音対策	56
(2) 拡声器・深夜営業	56
第4節 防疫及び空き地の管理	57
施策1 ねずみ族・衛生害虫駆除	57
施策2 空き地の適正管理	57

第4章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に

取り組みます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます	59
施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進	59
(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	59
(2) 一般廃棄物処理基本計画	59
(3) 生ごみの減量化	60
(4) ごみ減量推進事業所の指定	61

(5) エコショップ認定	61
(6) 多量排出事業者に対する指導	62
(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	62
施策2 リサイクルの推進	63
(1) 有価物集団回収運動促進事業	63
(2) 剪定枝等のリサイクル	63
(3) 空き缶クリーン作戦促進事業	63
(4) 資源物の分別回収	64
(5) 牛乳パック回収事業	64
施策3 産業廃棄物の適正処理	65
(1) 立入調査	65
(2) 不法投棄パトロール	65
(3) 処理施設の円滑な設置と適正な配置	65
第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます	66
施策1 水の効率的な利用促進	66
(1) 雨水貯留施設設置補助	66
施策2 消費生活における省エネルギーの促進	67
(1) リフォーム教室・リフォーム作品展	67
(2) 市民エコ・ライフ運動	67
施策3 新エネルギー導入の促進	67
(1) ごみ焼却余熱利用発電	67
第3節 地球環境に配慮した取組を進めます	68
施策1 地球温暖化対策の推進	68
(1) 大分市地球温暖化対策実行計画	68
(2) エコエネルギー導入促進事業	72
(3) 温室効果ガス削減推進事業	72
(4) 環境にやさしい自動車導入推進事業	73
施策2 オゾン層保護の推進	74
(1) オゾン層保護対策	74
施策3 酸性雨対策の推進	74
(1) 酸性雨対策	74

第5章 環境の保全と創造に協働して取り組みます

第1節 教育・学習を進めます	76
施策1 環境情報の整備と活用	76
(1) 大分エコライフプラザ	76
施策2 学校・地域における環境教育・学習の推進	77
(1) 環境月間行事	77
(2) 学習会・講演会	78
(3) 環境教育副読本	78
(4) 星空継続観察会（スタートウォッチング・ネットワーク）	79
(5) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進	79

施策3 地産地消と食育の推進	80
(1) エコ・クッキング講習会	80
 第2節 協働の体制づくりを進めます	81
施策1 人材の発掘、育成とネットワーク化	81
(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議	81
(2) おおいた市民環境大学	81
施策2 市民、事業者の環境保全行動の促進	82
(1) こどもエコクラブ	82
(2) きれいにしようえおおいた推進事業	82

第3部

戦略プロジェクトの推進

第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト	85
(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動	85
(2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）	86
(3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）	86
(4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）	86
(5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）	86
(6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）	86
第2節 4Rの推進プロジェクト	88
(1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	88
(2) 拒否（リフューズ）	88
(3) 発生抑制（リデュース）	88
(4) 再使用（リユース）	89
(5) 再生利用（リサイクル）	89
第3節 里地里山保全プロジェクト	91
(1) 里地里山環境への取組	91
(2) 里地里山の保全・再生への体制づくり	92
(3) 普及啓発・情報発信の推進	92
第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト	94
(1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化	94
(2) 戦略プロジェクトの推進	94
(3) 人材の育成・発掘・活用	94



第一部

大分市の概況と環境行政

上記のポスターは、平成 21 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された道下歩美さん（戸次中学校）の作品です。作品名は「自分次第」です。



大分市の概況

1. 位置及び地勢

大分市は九州の東端、大分県のほぼ中央にあって、北は瀬戸内海の別府湾に、東は豊予海峡に面しています。本市の地勢は、ニホンザルの生息地(国指定の天然記念物)で有名な高崎山をはじめ、よろいがだけ鎧ヶ岳、もみのき やま樅木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっており、またその変化に富んだ海岸線は全国的にも数少ないウミネコの営巣地である沖合いの高島とともに自然公園区域に指定されています。

市域は、東西 50.8km、南北 24.4km、面積 501.25 km² (平成 22 年 1 月 1 日現在) です。

2. 気候

気候は、温暖少雨を特色とする瀬戸内式気候で、年平均気温は 16~17°C、年間降水量は 1,600~1,700 mm です。

3. 沿革

戦国時代、大分は府内と呼ばれ、南蛮貿易で西洋文化が華開き、東九州的一大拠点として地理的にも歴史的にも重要な役割を果たしてきました。

明治 4 年廃藩置県により大分県の県都として行政の中心地となり、明治 44 年市政が施行されました。昭和 38 年、6 市町村が合併し、新大分市が発足し、昭和 39 年 1 月に新産業都市の指定を受け、鉄と石油を基幹とする大分臨海工業地帯の建設を軸に、商工業都市として大きく発展してきました。平成 9 年 4 月、中核市に移行し、平成 17 年 1 月 1 日には隣接する佐賀関町、野津原町と合併し、両町の歴史や文化、豊かな自然を貴重な財産として大切に受け継ぐことにより、さらに魅力の増した九州の中核都市として、新たな未来へ向けた歩みを続けています。

4. 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和 38 年の合併時は 22 万人でしたが、平成 17 年の国勢調査では 2.1 倍の 46 万人になっています。これは、新産業都市の進捗に伴い、昭和 45 年から 6 年間にわたって、毎年 1 万人以上の人口増加が続いたためです。平成 22 年 3 月末現在の住民登録人口は、473,463 人となっています。

第 2 章

大分市の環境行政

第 1 節 総合的な環境保全

- (1) 大分市環境基本条例
- (2) 大分市環境基本計画
- (3) 環境保全資金融資制度

第 2 節 総合的な公害防止

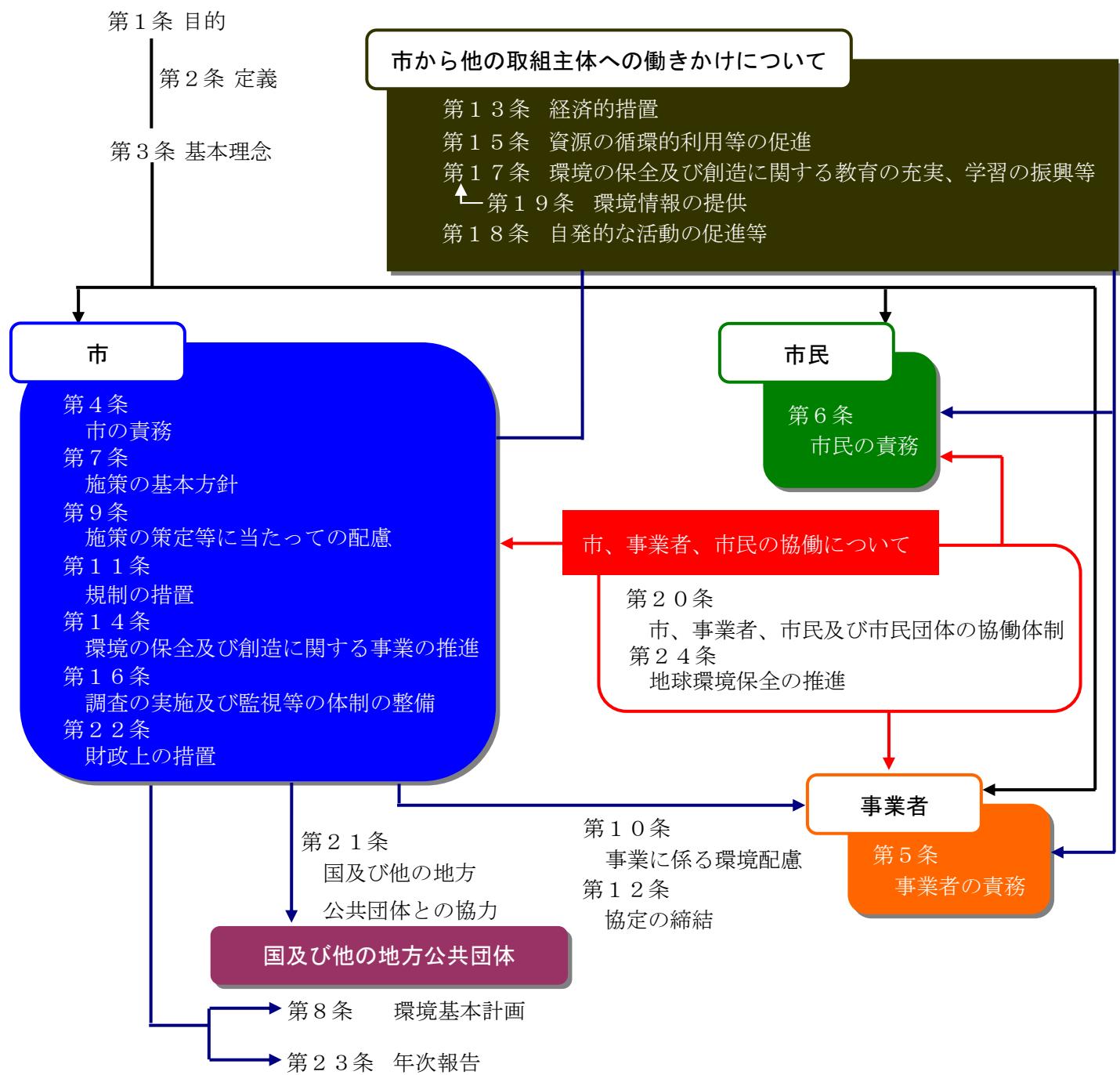
- (1) 大分地域公害防止計画
- (2) 公害防止協定
- (3) 工場における公害防止組織の整備
- (4) 公害苦情

→ 第1節 総合的な環境保全

(1) 大分市環境基本条例

本市では、環境問題の解決を図り、人と自然が共生する環境の負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の共通理念のもと、市、事業者、市民が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、体系的に進めていくための指針となる大分市環境基本条例を平成18年12月に制定しました。条例の体系図は以下のとおりです。

大分市環境基本条例の体系図



(2) 大分市環境基本計画

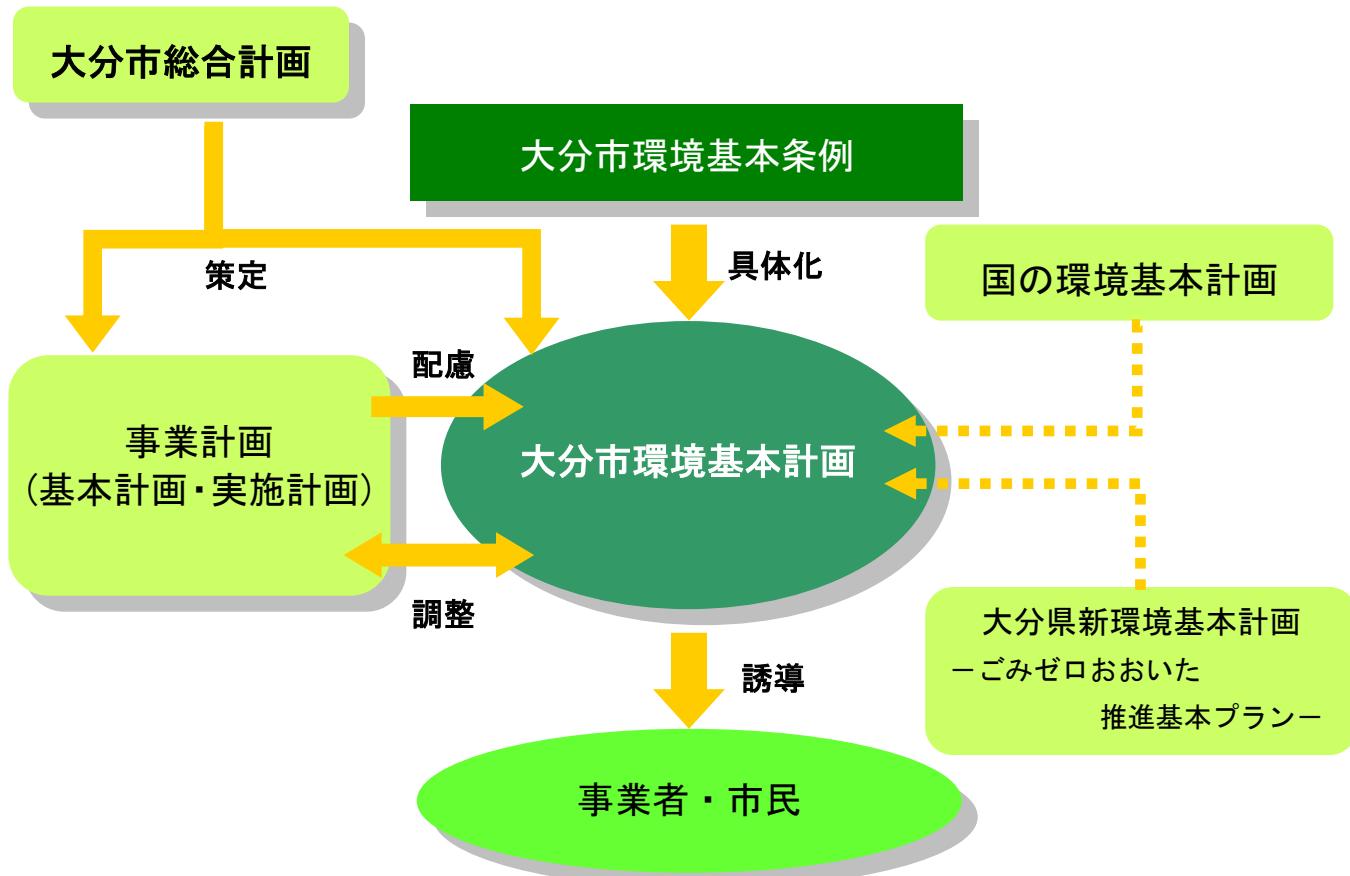
本市では、平成 12 年 3 月に「大分市環境基本計画」を策定し、各種の環境施策を推進してきましたが、計画策定後 8 年が経過し、その間、地球温暖化問題に対する京都議定書の発効、循環型社会の形成に向けた各種リサイクル法の制定、持続可能な社会構築の為の環境保全・環境教育推進法の制定、国や大分県による環境基本計画の改定など、環境問題に対する取組の進展が図られてきました。

また、本市においても、平成 17 年 1 月の合併による市域の拡大、新大分市総合計画の策定、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定など、環境行政取り巻く状況が大きく変化する中で、本市の環境の保全と創造に関する施策の理念や基本的な考え方などを示した「大分市環境基本条例」を平成 18 年 12 月に制定したことから、この条例の理念に沿うように、環境の保全と創造に向け、市、事業者、市民の果たすべき役割を定め、それぞれが主体的にまた協働して取り組むため、従来の計画を平成 20 年 3 月に改定しました。計画の期間は平成 20 年から平成 28 年までとしています。

なお、平成 21 年度の事業・制度の実施状況は資料編 P1 資 1-1 のとおりです。

■ 望ましい環境像

「心の豊かさをはぐくみ
環境と調和する質の高い社会を目指す都市 おおいた」



(3) 環境保全資金融資制度

1. 制度の概要

環境保全施設の設置及び改善又は移転に必要な資金を中小企業者等に融資するため、昭和 46 年 9 月から設置された公害防止資金制度を見直し、平成 12 年 1 月 1 日から環境保全のための融資制度を設置しました。制度の概要は次のとおりです。

- | | |
|----------|---|
| ① 借入限度額 | 1,000 万円以内 |
| ② 借入利率 | 年 2.0% |
| ③ 信用保証料 | 年 0.45%～1.9% (市が全額負担) |
| ④ 担保・保証人 | 担保は必要に応じて徴する
連帶保証人は不要 (ただし、法人の場合は代表者を連帶保証人とする) |
| ⑤ 返済方法 | 元金均等月賦償還
(1 年以内据置可能、10 年以内償還) |
| ⑥ 受付窓口 | 商工農政部商工労政課 |

2. 融資状況

年度	融資件数	環境保全施設等(公害防止施設)					融資金額 (千円)
		大気	水質	騒音	産業廃棄物	その他	
H 6	1	0	0	1	—	—	10,000
7	0	0	0	0	—	—	0
8	0	0	0	0	—	—	0
9	0	0	0	0	—	—	0
10	0	0	0	0	—	—	0
11	1	0	0	0	1	—	7,000
12	3	0	1	0	1	1	20,500
13	2	0	0	0	2	0	20,000
14	2	0	0	1	1	0	16,000
15	1	0	0	0	1	0	2,000
16	7	1	0	0	1	5	4,240
17	2	1	0	0	1	0	20,000
18	0	0	0	0	0	0	0
19	2	0	0	0	2	0	14,000
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	2	1	2	10	6	113,740



第2節 総合的な公害防止

(1) 大分地域公害防止計画

1. 公害防止計画策定の経緯

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しい地域又は人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域について、公害の防止に関する施策を総合的に講じることを目的として、環境大臣が計画の策定を指示し、都道府県知事が作成するものです。

大分地域は、昭和46年に第3次地域の指定を受け、以下の表のとおり昭和47年度を初年度とする5ヵ年計画に基づき各種施策を推進しています。

大分地域公害防止計画

計画次	計画期間	対象地域
1次	昭和47年度～昭和51年度	大分市及び佐賀関町
2次	昭和52年度～昭和56年度	大分市及び佐賀関町
3次	昭和57年度～昭和61年度	大分市及び佐賀関町
4次	昭和62年度～平成3年度	大分市
5次	平成4年度～平成8年度	大分市
6次	平成9年度～平成13年度	大分市
7次	平成14年度～平成18年度	大分市
8次	平成19年度～平成22年度	大分市

2. 公害防止計画の概要

現在進行中の第8次公害防止計画の概要は、以下のとおりです。

第8次大分地域公害防止計画の概要

計画同意年月日	平成20年3月17日
計画期間	平成19年度から平成22年度までの4年間
計画の主要課題	<p>1 工業地域における大気汚染 工業地域及びその周辺の光化学オキシダント対策及びベンゼン、降下ばいじんを含めた大気汚染の防止を図る。</p> <p>2 自動車交通公害 自動車排ガスによるベンゼン及び沿道における騒音問題等、自動車交通公害の防止を図る。</p>

(2) 公害防止協定

1. 公害防止協定の締結状況

本市の環境の悪化を未然に防止し、市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立するため、主要企業 15 社と公害防止協定等を締結しています。

公害防止協定等の締結状況

企 業 名	締 結 年 月 日	地方公共団体
昭和電工グループ	昭和 43. 5. 25 覚書締結 〃 49. 12. 16 協定 〃 平成 20. 9. 25 細目改定	市・県
新日鐵化学(株)	昭和 43. 12. 20 覚書締結 平成 元. 3. 14 協定 〃 〃 元. 3. 14 細目改定	市・県
九州電力(株)	昭和 44. 3. 4 覚書締結 〃 58. 9. 16 協定 〃 平成 7. 7. 31 細目改定	市・県
J X 日鉱日石エネルギー(株)	昭和 44. 3. 12 覚書締結 〃 49. 6. 24 協定 〃 平成 16. 3. 8 細目改定 〃 20. 10. 1 協定の地位の継承 (九州石油(株)) 〃 22. 7. 1 協定の地位の継承 (新日本石油精製(株))	市・県
新日本製鐵(株)	昭和 44. 12. 5 覚書締結 〃 48. 10. 23 協定 〃 平成 20. 3. 25 細目改定	市・県
(株)東芝	昭和 45. 1. 21 覚書締結 〃 58. 4. 30 協定 〃 平成 15. 6. 2 細目改定	市
王子板紙(株)	昭和 45. 2. 17 覚書締結 〃 62. 10. 1 協定の地位の継承 (鶴崎パルプ(株)) 〃 63. 3. 10 協定締結 平成 8. 10. 1 協定の地位の継承 (本州製紙(株)) 〃 14. 10. 1 協定の地位の継承 (王子製紙(株)) 〃 14. 11. 29 細目改定	市・県
TOTO(株)	昭和 45. 3. 17 覚書締結 〃 63. 3. 1 協定 〃 平成 9. 7. 10 細目改定 〃 19. 5. 15 商号の変更 (東陶機器(株))	市
住友化学(株)	昭和 48. 3. 31 協定締結 〃 51. 2. 3 協定、細目改定 平成 16. 10. 1 商号の変更 (住友化学工業(株)) 平成 20. 9. 25 細目改定	市・県
三井造船(株)	昭和 55. 10. 23 協定締結	市・県
大分液化ガス共同備蓄(株)	昭和 60. 4. 26 協定締結	市
大分キヤノン(株)	平成 16. 3. 30 協定締結 〃 16. 3. 30 細目 〃	市
大分キヤノンマテリアル(株)	平成 18. 2. 16 協定締結 〃 18. 2. 16 細目 〃	市
パンパシフィックカッパー(株)	昭和 45. 5. 14 覚書締結 平成 元. 3. 13 協定 〃 (日本鉱業(株)) 〃 8. 6. 7 細目改定 〃 18. 4. 1 協定の地位の継承 (日鉱金属(株)) 〃 22. 4. 1 協定の地位の継承 (日鉱製錬(株))	市・県
※ 南日本造船(株)	平成 19. 3. 12 協定締結 〃 19. 3. 12 細目 〃	市

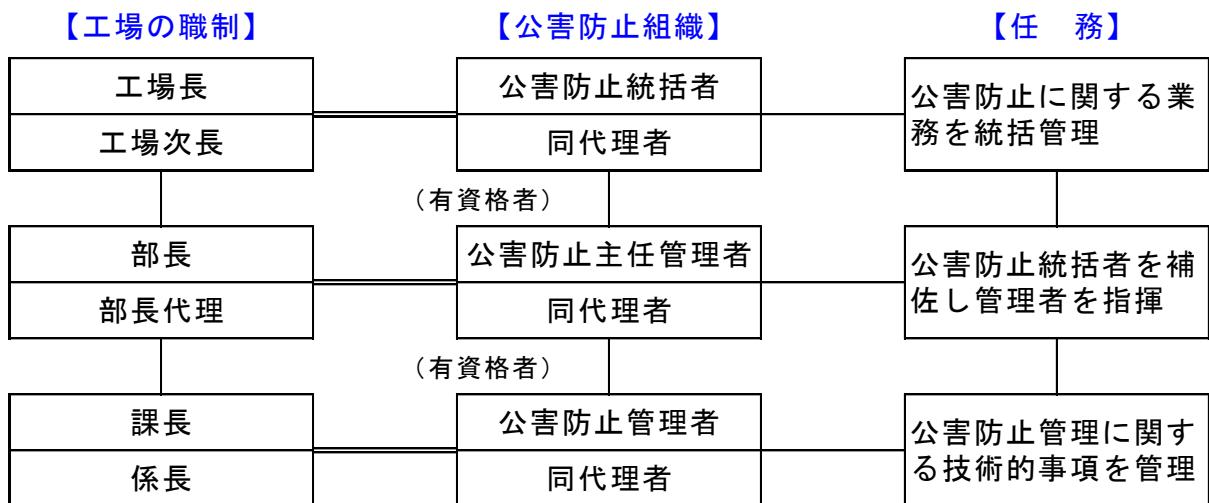
※環境保全協定

(3) 工場における公害防止組織の整備

工場における産業公害の発生を防止するため昭和 46 年 6 月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されました。これにより、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられました。

本市の特定工場における公害防止統括者等選任状況は資料編 P 10 資 3-2 のとおりで、平成 21 年度末では選任特定工場数 63 に対し、公害防止統括者 56 人、主任管理者 15 人、管理者 101 人となっています。なお、有資格者がいないことなどにより公害防止管理者等を選任していない特定工場に対しては、国家試験または資格認定講習等によって資格を取得したうえ選任するよう指導を行っています。

特定工場における公害防止組織の例

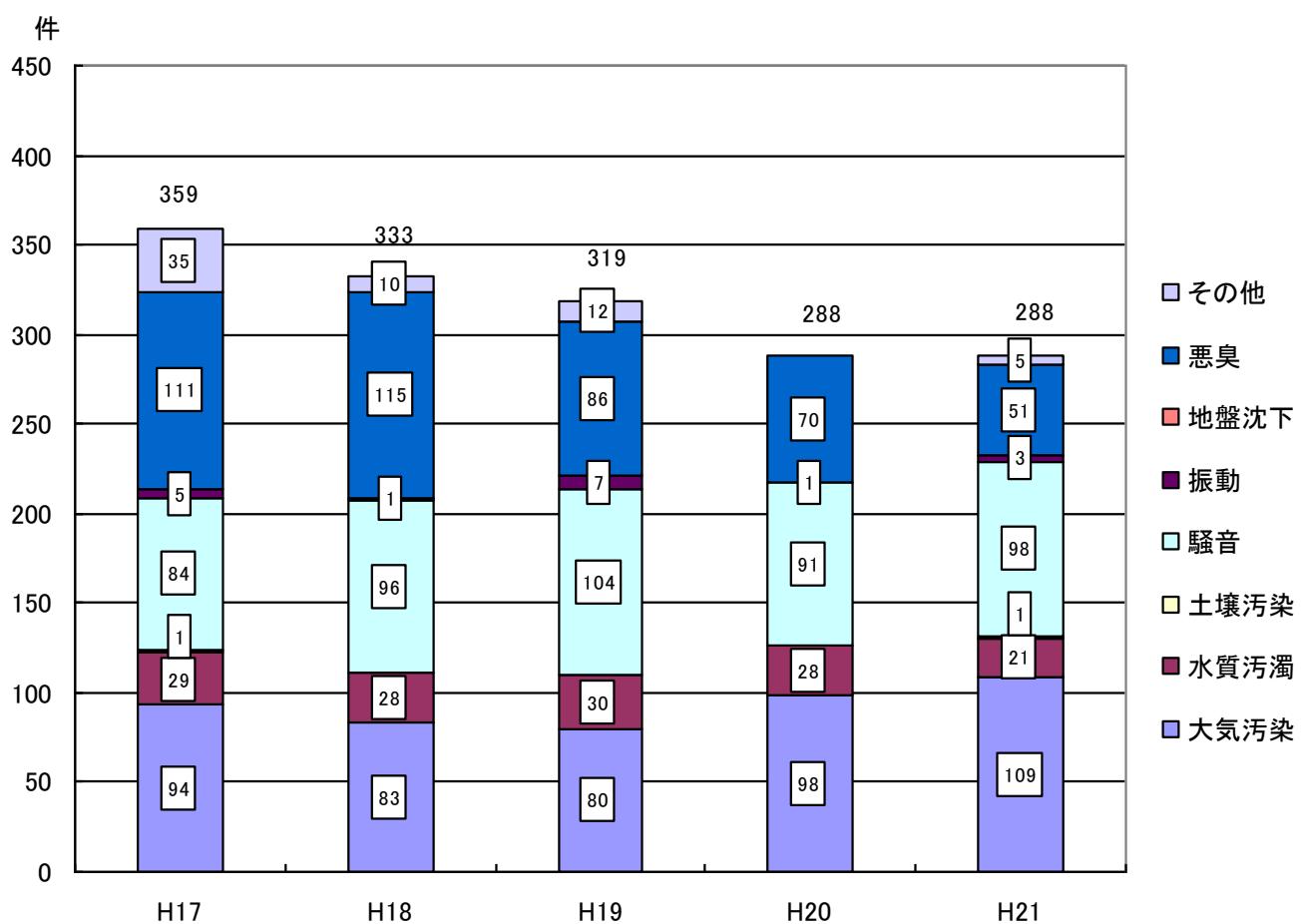


(4) 公害苦情

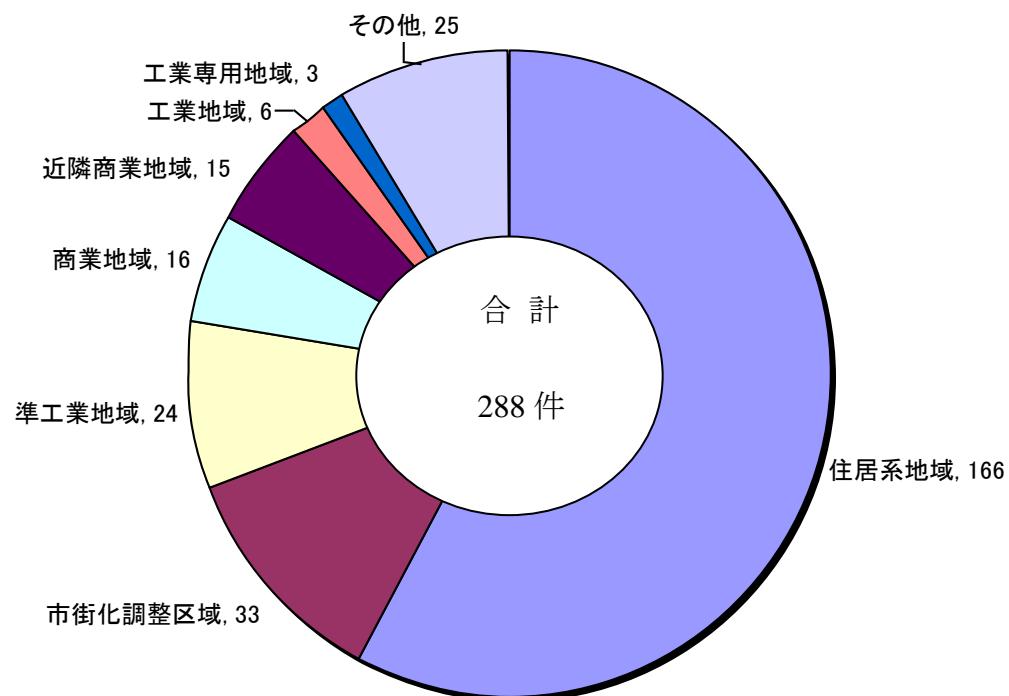
■公害苦情の概況

平成 21 年度における公害苦情の受理件数は、288 件となっています。

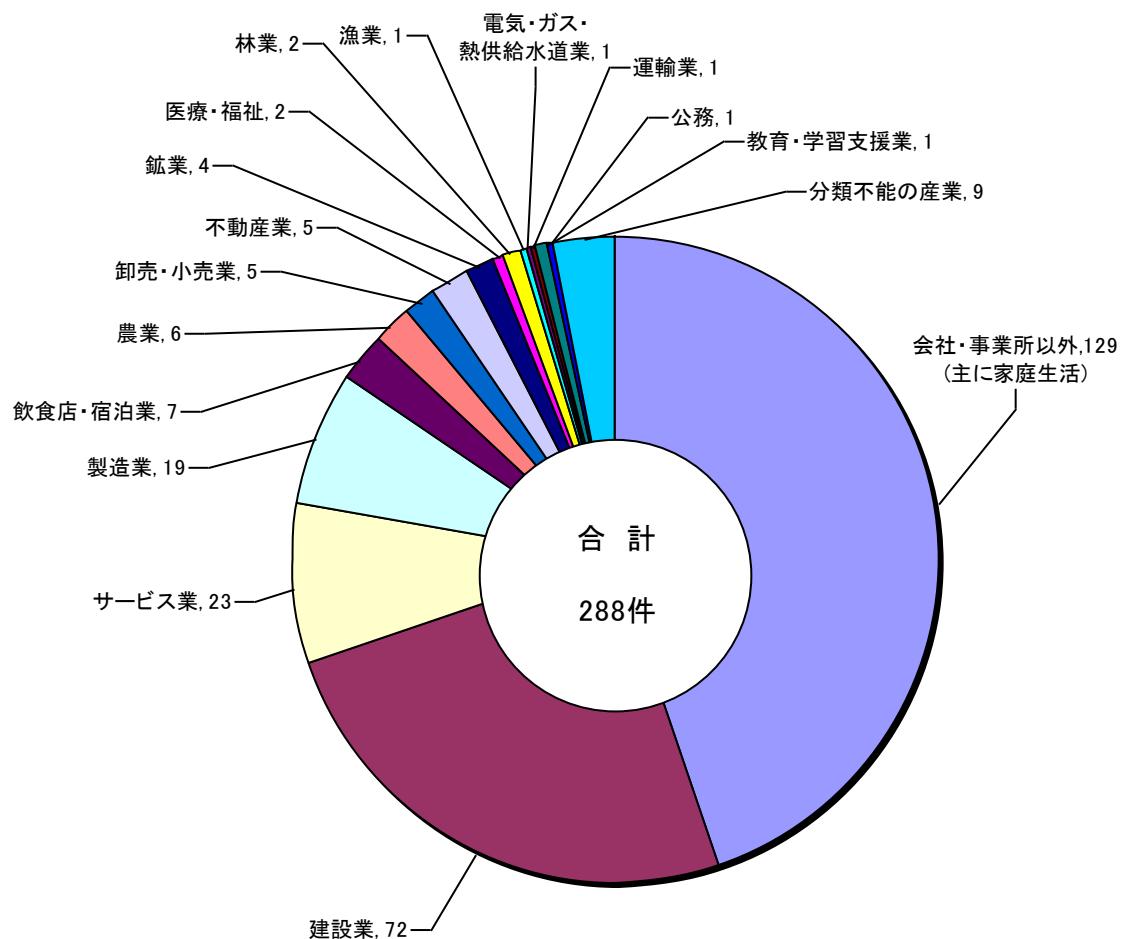
種類別に見ると、大気汚染に係る苦情が 109 件で最も多く、次いで騒音、悪臭となっています。苦情の発生源を地域別に見ると住居系地域での苦情が最も多く、業種別に見ると、会社・事業所以外（主に家庭生活）、建設業、サービス業、製造業の順になっています。（資料編 P7 資 2-1～P8 資 2-3 参照）



平成 21 年度地域別苦情件数



平成 21 年度業種別苦情件数



■公害苦情の現況と対策

大気汚染

苦情件数は 109 件で、前年度と比較すると 11 件増加しています。苦情の内容をみると、小型焼却炉や小規模な野焼き行為が原因となっているものが 84 件であり、全体の 77% を占めています。その他に、工事・建設作業の粉じん等に起因する苦情、産業用機械のばいじん等に起因する苦情などがあります。

発生源別にみると、家庭生活、建設業からのものが多くなっています。

家庭生活に起因するばい煙苦情については、個別の対応に加えて自治会で啓発チラシを回覧する等の広報活動を行いました。

水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は 21 件で、前年度と比較すると 7 件減少しています。苦情の内容をみると、生活排水や小規模事業場の排水に起因する水路や河川の汚濁や悪臭、油の流出に関する苦情となっています。これらの発生源に対しては、適切な排水処理を行なうよう助言や改善の指導を行いました。

油流出事業所に対しては、給油中の監視、油水分離槽の設置や改善等の指導を行いました。

また、土壤汚染に関する苦情が 1 件ありました。

騒音・振動

苦情件数は 101 件で、前年度と比較すると 9 件増加しています。

発生源別にみると、建設作業の 37 件、工場・事業場の 43 件が主であり、全体の 79% を占めています。また、近隣騒音苦情が 19 件、自動車交通騒音・振動苦情が 2 件でした。

工場・事業場に起因する騒音・振動苦情については、立ち入り調査を行い指導しました。

特定建設作業については、届出時に工法や使用機種等について指導を行ないました。

また、近隣騒音苦情については、パンフレットの配布や市報による広報活動を通じてその未然防止に努めました。

悪臭

苦情件数は 51 件で、前年度と比較すると 19 件減少しています。苦情の内容をみると、焼却からのものが全体の 27% (14 件)、家庭生活によるもの 14% (7 件)、産業用機械からのものが 14% (7 件)、その他発生源不明のもの等が 45% (23 件) を占めています。

工場、事業場に対しては、悪臭防止施設の改善、維持管理の徹底を指導しました。

その他

他の分類には産業廃棄物の不法投棄や、建物の照明等、典型 7 公害に含まれないものが該当します。平成 21 年度は 5 件の苦情がありました。



第 2 部

望ましい環境像の達成に向けた取組

基本目標

- 第 1 章 多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります
- 第 2 章 水や緑に親しみ、快適な暮らしが営めるように取り組みます
- 第 3 章 大気、水、土壤などを良好な状態に保ち、健康に暮らせるように取り組みます
- 第 4 章 資源、エネルギーを大切にし、環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます
- 第 5 章 環境の保全と創造に協働して取り組みます

上記のポスターは、平成 21 年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された本村史也さん（戸次中学校）の作品です。作品名は「地球を大切にしよう」です。

第1章

多様な生き物の生命をはぐくむ自然との共生を図ります

第1節 豊かな自然や生き物を大切にします

施策1 多様で貴重な自然の保全

施策2 環境と調和した農業の推進

第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

施策1 自然に親しむ場所・施設の確保と充実

施策2 レクリエーション・学習の場の確保と活用



第1節 豊かな自然や生き物を大切にします

施策1

多様で貴重な自然の保全

本市には、瀬戸内海国立公園（高島、高崎山）、日豊海岸国定公園（佐賀関の東部海岸）、神角寺芹川県立自然公園の指定地域をはじめ、柞原八幡宮のクスなどの天然記念物、大野川や七瀬川河岸断崖のアラカシ群落などの環境省選定の特定植物群落があります。

また、天然記念物の指定を受けた動物の生息地としては、高崎山のサル生息地、オオイタサンショウウオ生息地、高島のウミネコ営巣地の3件があります。

これらの市域に分布する貴重な動植物の実態把握やその保護を行うとともに、良好な自然環境や景観等が残る地域は必要に応じて法令による指定等を行い適切な保全誘導を行っています。

（1）自然環境調査

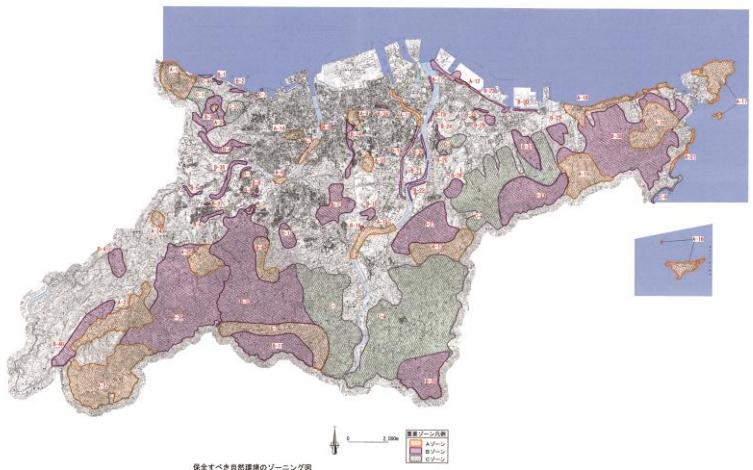
本市では、平成18年度に行なった自然環境調査により、市全域の気象、地形・地質、動植物を調査し、自然環境や生息域等を評価基準に従ってランク付けし、総合評価を行って保全の重要性を地図上にゾーンとして明示しました。

特に重要な保全地域（Aゾーン）としては、高崎山山頂付近、柞原八幡宮の森周辺、大野川・大分川の中・下流域、乙津川河口部、6号埋立地の人工池周辺、高島、鳥帽子岳周辺山地、及び七瀬川周辺の丘陵地などがあり、Aゾーンの総面積は6,057ヘクタールで、市域面積の12.1%を占めています。

調査結果は、本市の優れた自然環境を今後とも保全していくための指針として活用しています。



瀬戸内海国立公園（関崎から高島を望む）



保全すべき自然環境のゾーニング図

(2) 大分市名木の指定

■大分市指定名木

本市では、美しい自然の緑が心にうるおいをもたらす古木、巨木並び樹林を名木として保存し、緑化推進に寄与することを目的とした、大分市名木保存条例に基づいて、所有者の申請又は同意を得て指定を行っています。

指定用件

樹木の部

古木又は巨木については、次のいずれかに該当し、健全であること

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が、おおむね 1.5m以上のもの
- ・ 高さがおおむね 20m以上のもの
- ・ はん登性樹木で枝葉の広がりがおおむね 30 m²以上のもの
- ・ その他特に価値のあるもので保存を必要とするもの

樹林の部

樹林については、その集団面積が 300 m²以上であり、かつ健全であること

指定数

樹木の部	指定本数	75 本	(内 市所有 3 本)
樹林の部	指定箇所	15 箇所	樹林面積 82,138 m ²

(3) 郷土の緑保全地区の指定

本市では、市民等と一体となって緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保及び向上に資することを目的とした、大分市緑の保全及び創造に関する条例に基づいて、緑の持つ、環境保全、景観保全、防災、レクリエーションの目的に応じて、郷土の緑保全地区の指定を行っています。

指定数

指定地区 15 箇所 指定面積 501,591.74 m²

なお、指定箇所及び指定地番等は、公園緑地課で隨時縦覧できます。

施策 2

環境と調和した農業の推進

環境保全型農業を推進し、資源循環型農業への取組を支援しています。

(1) 資源循環型農業推進事業

環境に配慮した優良堆肥生産による土づくりを促進しています。

(2) 大分市エコ・アグリ推進支援事業

減農薬、減化学肥料により、農産物認証制度等に取り組む農家への支援を行っています。

(3) 農地・水・環境保全向上対策

農業者と地域住民の協働により、農業が本来持っている自然循環機能の維持・増進を図っています。

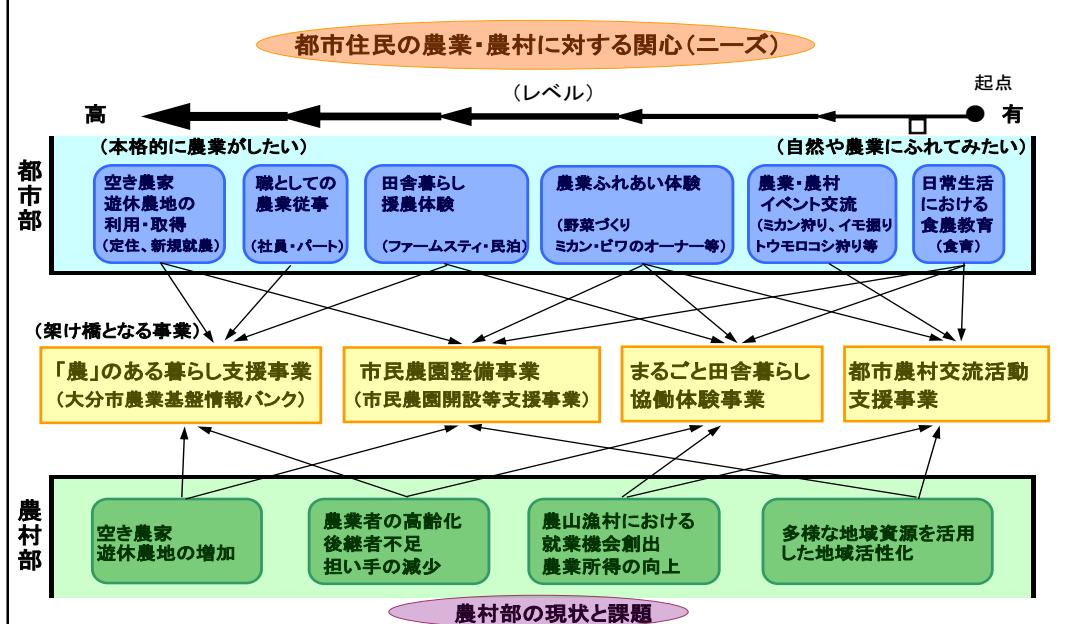
→ 第2節 人と自然との豊かなふれあいを進めます

施策1

自然に親しむ場所・施設の確保と充実

ふれあい農業の推進

ふれあい農業関連事業相関図



(1) 都市・農村交流活動支援事業

農村における自然・景観・伝統文化等の魅力ある地域資源を利用し、都市住民との交流活動を行う団体を支援することにより、都市住民と農村集落との相互理解を促進し、継続的な地域間交流による農村集落の活性化に寄与することを目的としています。

平成21年度は、田ノ浦のビワ、吉野のトウモロコシやサツマイモ、佐賀閑のミカンなどの収穫体験を7団体が実施し、1,400人の都市住民（家族連れ）が農村を訪れ、自然や農業とふれあい、地域の人たちとの交流を深めました。



(2) まるごと田舎暮らし協働体験事業

野津原地区でありのままの農村の一日を都市住民に体験してもらい、農業者との家族的なつきあいを通じ、現実的な農業の魅力と厳しさ、農村・自然環境の実態についての認識を深めてもらうとともに、農業ボランティア（援農かっせ隊）の確保、第2の故郷づくり等、都市・農村の交流による地域振興を目的としています。

平成21年度は、受入農家とともに、草刈講習会や援農交流会などを開催し、農業・農村の魅力紹介や援農かっせ隊の募集PRに努め、32名の新規登録をいただくとともに、年間延べ655人が農業ボランティア活動に参加しました。



(3) 市民農園開設等支援事業

市民が土に触れ、農作物をつくりながら農業・農村・農産物に対する理解を深めることができる市民農園の開設を促進するとともに、未利用農地の有効利用と農村の活性化を目的としています。

現在、市内の農業協同組合が4ヶ所、農業者が2ヶ所、市民農園を開設しており、約600区画が市民に利用されています。



(4) 「農」のある暮らし支援事業

市街化区域外に存する「空き農家」「遊休農地等」「遊休農業施設」「農業機械」等の遊休資源と農業者及び都市部の農村定住希望者、新規就農希望者等の利用希望者に関する登録及び情報提供を行い、農村部における資源の有効利用及び集落営農や地域農業全般の活性化を目的としています。

平成21年度は、意欲ある都市住民により、遊休農地8,626m²が再利用され、「農」のある暮らしにいかされています。



施策2

レクリエーション・学習の場の確保と活用

(1) 身近な自然観察会



平成8年度より実施しています。

(平成21年度実績)

日 時 平成21年10月17日（土）

場 所 高尾山自然公園コース

指導者 大分生物研究会会員7名

参加者 81名



休日を利用して、子どもたちも多く参加しています

「OITA自然観察ガイド」を作成した専門家による、自然観察のポイントや動物・植物の特徴などについて説明がありました。



(2) OITA自然観察ガイド

豊かな自然が残る市内10箇所において、観察することのできる植物や動物の紹介をしています。



ガイド見本（高尾山自然公園コース）

～OITA自然観察ガイドコース～

- ①高尾山自然公園コース
- ②九六位山コース
- ③乙津川・大在海岸コース
- ④護国神社の森コース
- ⑤大分川下流域探鳥コース
- ⑥柞原八幡宮の森コース
- ⑦霊山コース
- ⑧青少年の森コース
- ⑨七瀬川自然公園コース
- ⑩河原内川コース

(3) 環境ポスター展

平成 21 年度は市内小中学生と、中国の武漢市、広州市、アメリカのオースチン市、及びポルトガルのアベイロ市の中学生から、環境問題をテーマとしたポスター348 点の応募がありました。



コンパルホールとガレリア竹町ドーム広場に展示しました。

第 2 章

水や緑に親しみ、快適な暮らしを営めるように取り組みます

第 1 節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

- 施策 1 緑の空間の確保
- 施策 2 緑の質の向上
- 施策 3 緑の啓発の推進

第 2 節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

- 施策 1 水辺の保全
- 施策 2 水辺に親しむ場所の創造

第 3 節 個性あるまちなみ景観をつくります

- 施策 1 都市景観形成の推進
- 施策 2 まちの美化対策の推進

第 4 節 歴史・文化を大切にします

- 施策 1 文化財の保護・保存・活用
- 施策 2 文化財の調査の推進

→ 第1節 緑に恵まれた環境づくりを進めます

施策1

緑の空間の確保

(1) 活き粹大分街かど空間奨励事業

本市では、都市化の進展に伴い減少した緑を再生し、都市部の緑を創出するため、生け垣設置や屋上緑化等に助成を行うことにより、やすらぎと潤いのある緑豊かな街づくりを推進しています。

・生け垣設置事業

個人又は「事業所において事業を行う者」(以下「事業主」という。)が、自己の所有する建物の敷地又は事業所の敷地において、生け垣を設置する事業です。

・樹木等植栽事業

事業主が事業所（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（工業立地の適正化のために造成された1団地の工業用地に限る。）内に所在する事業所に限る。）の敷地において、樹木等を植栽する事業です。

・壁面緑化事業

個人又は事業主が、自己の所有する建物の壁面に沿って多年生のツル性植物を植栽する事業です。

・屋上緑化事業

個人又は事業主が、自己の所有する建物の屋上において、樹木又は地被植物を植栽する事業です。

施策2

緑の質の向上

(1) 街路樹管理

本市では、街路樹の切り込みすぎている樹形の回復や、街路樹の植えられていない道路への計画的な植樹を目的とした「大分市街路樹景観整備計画」を平成22年3月に策定し、国・県・市道の統一した街路樹の管理を目指しています。特に街路樹の健全な生育環境が備わっている幹線道路等を指定し、目標樹形・樹高を設定することで緑のネットワークを形成いたします。



この「大分市街路樹景観整備計画」を実現することで、「街に、緑の潤い」をもたらし、「人の心に、安らぎを与えてくれる」そんな街を創出します。

施策3

緑の啓発の推進

(1) ボランティア団体育成

本市では、大分市緑の基本計画の基本理念である、市民参加による緑化の推進、官民協働による緑豊かなまちづくりを行っています。

フラワーポット里親事業

自治会、団体、企業を対象に、市がフラワーポットを貸し出し、その個数に応じた花苗の提供を年2回行い、借り受けた団体等は、植え付け、管理等を行うことで、官民協働による緑豊かなまちづくりを行う事業です。

平成22年3月末現在の状況

貸出団体 215団体

貸出個数 3,133ポット



第2節 水辺に親しむ環境づくりを進めます

施策 1

水辺の保全

(1) 水辺の生態系状況調査

毎年、市内 17 中学校に依頼して、カワゲラやサワガニ等の水生生物調査を実施しています。

川底に生息する生物は水質の状況を反映していることから、それらを調査することにより、その地点の水質の程度を知ることができます。

(平成 21 年度実績)

中実調 学校施 査		大分 西	王 子	植 田 東	植 田 南	城 南	植 田	大 在	大 東	戸 次	坂 ノ 市	判 田	竹 中	賀 来	吉 野	滝 尾	野 津 原	神 崎
河調 川査		祓 川	住 吉	寒 田	田 尻	尼 ヶ 瀬	園 田	江 川	北 鼻	佐 柳	佐 野	判 田	河 原 内	賀 来	吉 野	米 良	七 瀬	小 猫
水 質 階 級	上 流	I	III	I	II	III	II	II	II	I	I	I	I	I	II	I	I	
	下 流	I	III	II	III	III	II	II	II	III	II	II	I	I	II	I	II	

I : きれいな水 II : 少しきたない水 III : きたない水 IV : 大変きたない水

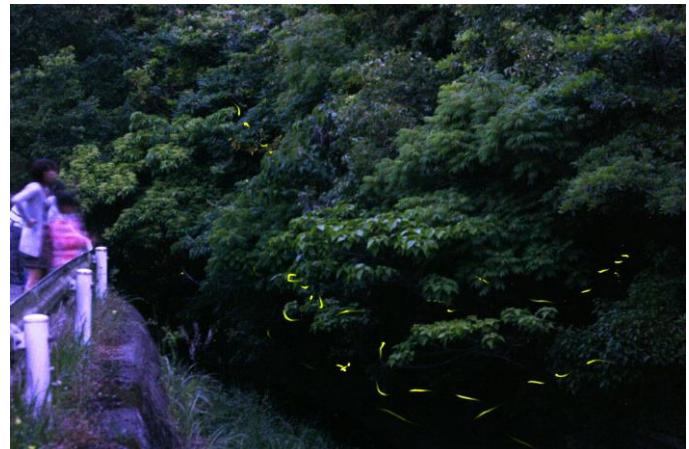
(2) 住吉川ホタル飛翔調査

ホタルが生息する住吉川を目指し、平成 6 年から「椎迫満友会」、平成 15 年から「住吉川ホタルを増やす会」が、住吉川上流（椎迫地区）にホタルや、ホタルの餌となるカワニナを放流し、その結果、所定の地点ではカワニナが常時観察でき、またホタルが飛翔するようになりました。

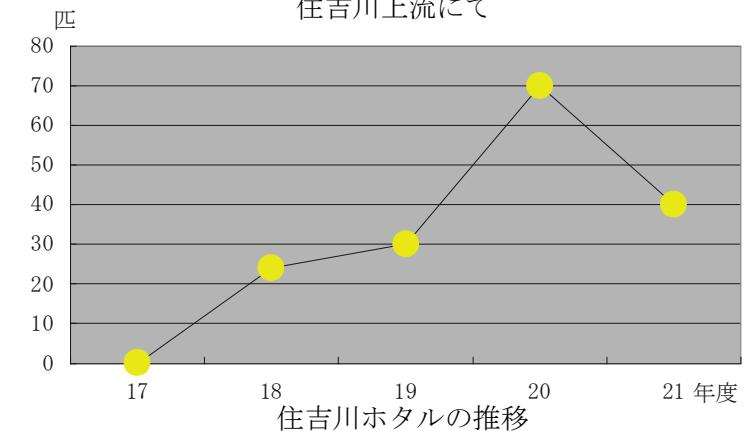
ホタルの調査は、毎年 5 月末から 6 月上旬の間の 3 日間、19:30、20:00、20:30 の時間帯で調査をし、飛翔状況を確認しています。

過去 5 年間の住吉川ホタルの推移は、グラフのとおりです。平成 17 年度は、ホタルの飛翔は観察されませんでしたが、平成 21 年度は 40 匹が観測されました。

なお、河川課では市内 17 河川でゲンジボタルの生息調査を行い、平成 21 年度は各地点で数匹から 500 匹ほどの飛翔を観測しました。



住吉川上流にて



施策2

水辺に親しむ場所の創造

(1) 西大分ウォーターフロント開発

本市の海岸線は、昭和39年からの新産業都市建設により、大規模な工業地帯として埋め立てられ、自然海浜の多くが姿を変えました。

このような中、大分港西大分地区は、大分港発祥の地として古くから港町の歴史を刻んできた経緯を持ち、海の玄関口の役割を果たし、海を身近に感じる貴重な親水空間としてウォーターフロント開発が進められています。

また、港湾環境整備事業により港の環境整備も進められており、市民協働による様々なイベントも開催されるなど、憩いと賑わいの場として期待されています。

今後も、西大分ウォーターフロントを核として、海の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化と周辺の魅力施設と連携しながら、水とふれあう場や憩いの場として水辺環境の保全と創造を図ります。





第3節 個性あるまちなみ景観をつくります

施策1

都市景観形成の推進

(1) 大分市景観条例

本市では、先人から受け継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、景観法に基づいた「大分市景観計画」策定し「大分市景観条例」を制定しています。

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。さらに、歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組んでいます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図っています。また、地区ごとの特徴を生かした景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動についても推進・支援しています。

施策2

まちの美化対策の推進

(1) 大分市環境美化に関する条例

昭和61年10月に都市環境の浄化及び美化について必要な事項を定めることにより市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しく緑豊かなまちづくりを目指すことを目的に「大分市環境美化に関する条例」を施行しました。

この条例により、空き缶・空きびんなどの散乱防止、屋外広告物の適正な管理などを行い、生活環境への配慮に努めています。

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、ごみの不法投棄防止月間行事、不法投棄防止パトロールなどを行い、生活環境への配慮に努めています。

■「ごみの不法投棄防止月間」行事

毎年11月を「ごみの不法投棄防止月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を開催しています。

■郵便局による不法投棄の情報提供

平成13年に大分市郵政まちづくり協議会と廃棄物の不法投棄対策に関する協定を結びました。この協定は、配達や営業で市内を巡回する郵便局員が、不法投棄された廃棄物を発見した場合に、市へ情報を提供するシステムです。

■不法投棄監視ネットワーク事業

平成 20 年度から不法投棄に関し市民と行政とが協働して監視等を行い、その情報を互いに共有する「大分市不法投棄監視ネットワーク事業」を行い、清潔で美しいまちづくりを推進しています。

不法投棄監視団体数

	20 年度	21 年度	合計
登録団体数	10 団体	15 团体	25 团体
登録者数	53 人	76 人	131 人

(3) 大分市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成 18 年 7 月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を施行し、平成 19 年 1 月からは違反者に罰則を適用しています。

この条例により、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨てを禁止し、飼い犬のふんの散乱を防止することなどにより、清潔で美しいまちづくりを推進しています。

[条例の内容]

■ 禁止行為

- ・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て

(市内全域)

- ・飼い犬のふんの放置 (公共の場所)

- ・指定喫煙所以外での喫煙
(次ページの強化区域内)

■ 罰則

- ・強化区域内：過料 2,000 円の徴収

- ・強化区域外：改善勧告し、従わない場合は
事実の公表

■ 努力義務

- ・歩きたばこはしない (市内全域)

- ・配布したビラやチラシ等が散乱した場合は
回収する (公共の場所)

※条例の内容等については、パンフレットを作成し、周知しています。



[ポイ捨て防止等強化区域]



■ポイ捨て等防止パトロール団体登録制度

市民や事業者と市が協働してポイ捨て等の防止のために各地域でパトロール活動を行い、清潔で美しいまちづくりを推進し、「日本一きれいなまち おおいた」の実現を目指しています。

平成21年度末現在の登録団体数は、67団体（696人）となっています。



第4節 歴史・文化を大切にします

施策1

文化財の保護・保存・活用

(1) 歴史資料館・海部古墳資料館の活用

■ 歴史資料館

市内を中心とした考古、歴史、民俗の各分野にわたる資料を公開展示とともに、企画展示、テーマ展示、各種の講座・講演会などを通して、広く市民が郷土の歴史を学ぶ場、情報提供の場を目指しています。また学校と連携して各教育課程に適応した歴史学習や体験活動のプログラムを充実させ、職員が学校に出向いて体験活動の指導を行う「移動歴史教室」を推進しています。



(亀塚古墳と海部古墳資料館)

■ 海部古墳資料館

国指定史跡「亀塚古墳」のガイダンス施設として広く古墳文化を紹介しています。展示室には、実物資料や複製品のほか、大型ジオラマ、市内の古墳復原模型を展示しています。また研修室において、歴史講演会、勾玉作り教室などを開催しています。

(2) 文化財愛護活動の支援

郷土の文化財に愛着を持ち、研さんを深めながら保護・継承に努力し、地域づくりへの貢献を目的としている団体に、指導・助成を行っています。



(愛護少年団の研修)

愛護団体の一覧

団体名			
愛護少年団	丑殿	愛護団体	植田史跡探訪歩こう会
	常行		大在地区文化財同好会
	国分		坂ノ市地区郷土史愛好会
	宮苑		大南地区文化財同好会
	森岡		鶴崎地区文化財研究会
	本神崎		

(3) 大友氏遺跡事業

戦国時代に南蛮貿易で栄えた国際貿易都市・豊後府内の中心に位置する大友氏の館跡と、大友氏の菩提寺である旧万寿寺跡を含めた大友氏遺跡の保存・整備・活用を行なっています。現在、史跡の指定・公有化を進めしており、あわせて大友氏遺跡体験学習館等を中心に大友氏遺跡の情報発信を積極的に実施しています。

(4) 横尾遺跡保存整備事業

国指定史跡横尾貝塚（縄文時代のムラの遺跡）を史跡公園として整備を行います。また、縄文時代から続く里山を保全し、縄文のムラと里山が体感できる公園として、史跡の活用を図っていきます。



(横尾貝塚整備イメージ)

施策2

文化財の調査の推進

(1) 文化財調査事業

平成21年度より、周知の埋蔵文化財包蔵地をはじめとする地域文化財の基礎情報の収集を行っています。地域住民と協働で調査を実施することにより、地域に所在する文化財に対する理解と愛着を深めていただく機会とし、地域アイデンティティの確立に資する取り組みを実施しています。加えて、大分市内に所在する文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の確認や未指定・未知の地域の文化財）を余すことなく調査することにより、各種文化財の整理を行い、文化財情報等のデータを入力した台帳（データベース）を作成し、効率的な文化財行政を遂行できるよう努めています。

国 指 定	57	県 指 定	63	市 指 定	69
重要文化財	10	有形文化財	48	有形文化財	50
建造物	1	建造物	8	建造物	20
美術工芸品	9	美術工芸品	40	美術工芸品	30
史跡	9	史跡	11	史跡	8
天然記念物	3	無形民俗文化財(選択)	2	無形民俗文化財	4
無形民俗文化財(選択)	1	天然記念物	2	無形民俗文化財(選択)	3
登録文化財	34			有形文化財	3
				天然記念物	1

大分市域の指定文化財数

(2) 伝統文化調査事業

■事業の概要

本市では、明治 22 年の市町村制施行以来、合併による市域拡大や、区画整理等による変更などにより、地域固有の民俗芸能、年中行事、口伝等の伝統文化が失われつつあります。

そこで、失われつつある伝統文化及び、昭和 30 年ごろの暮らしの様子について聞き取り調査を行うとともに、現存する資料の整理・整頓を行い、報告書の刊行により保存を図ることを目的として、「大分市伝統文化調査事業」を平成 18 年度より実施しています。

報告書は、市内全域を支所単位や中学校区を元に、12 地区に分け、民謡、柞原八幡宮関係を加えた全 14 冊を平成 23 年度末までに刊行する予定です。

■刊行予定

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 第 1 期（平成 21 年度刊行） | 野津原地区、滝尾地区、南大分地区 |
| 第 2 期（平成 22 年度内） | 佐賀関地区、坂ノ市地区、大南地区 |
| 第 3 期（平成 23 年度上半期） | 上野・碩田地区、西大分地区、大在地区 |
| 第 4 期（平成 23 年度末） | 鶴崎地区、東大分地区、植田地区、民謡、柞原八幡宮関係 |

第3章

大気、水、土壤などを良好な状態に保ち、

健康に暮らせるように取り組みます

第1節 良好的な大気環境を維持します

- 施策1 環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進
- 施策2 自動車交通対策の推進
- 施策3 悪臭対策の推進

第2節 良好的な水環境を維持します

- 施策1 工場・事業場排水対策の推進
- 施策2 生活排水対策の推進
- 施策3 地下水・土壤汚染対策の推進

第3節 騒音・振動を防止します

- 施策1 工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進
- 施策2 近隣騒音対策の推進

第4節 防疫及び空き地の管理

- 施策1 ねずみ族・衛生害虫駆除
- 施策2 空き地の適正管理

→ 第1節 良好的な大気環境を維持します

施策1

環境監視の推進、工場・事業場発生源対策の推進

(1) 大気汚染監視測定事業

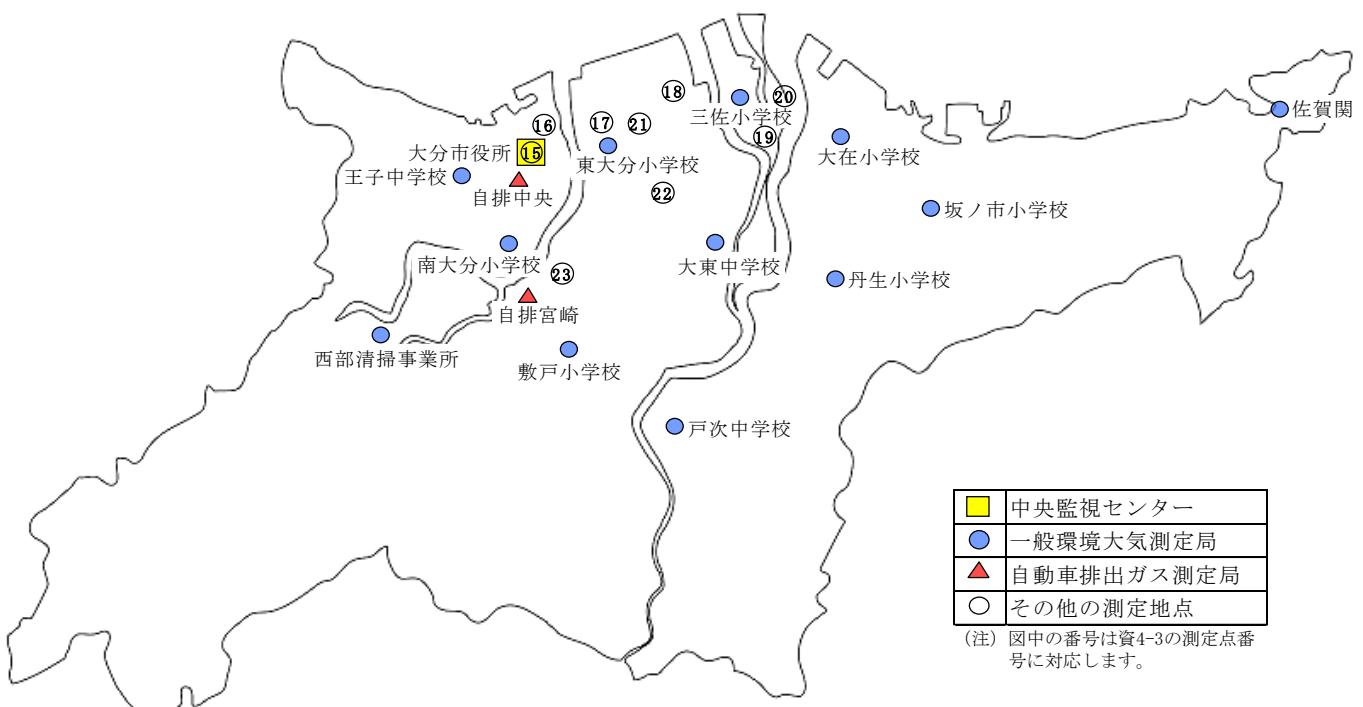
■大気汚染測定網

本市では、大気汚染常時監視テレメータシステムにより、一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局2局において大気測定を行っています。

また、それ以外にも降下ばいじん、有害大気汚染物質等を測定し、大気汚染状況の把握を行っています。

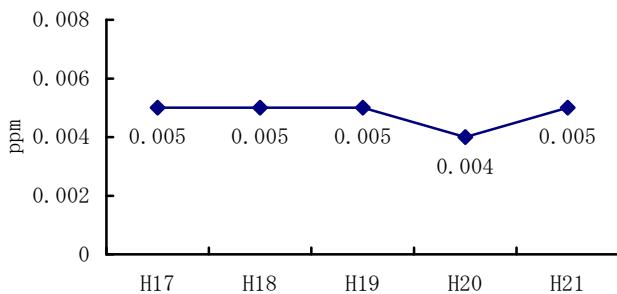


一般環境大気測定局（佐賀関測定局）



■一般環境大気測定局の測定結果

二酸化硫黄濃度経年変化（全局平均値）

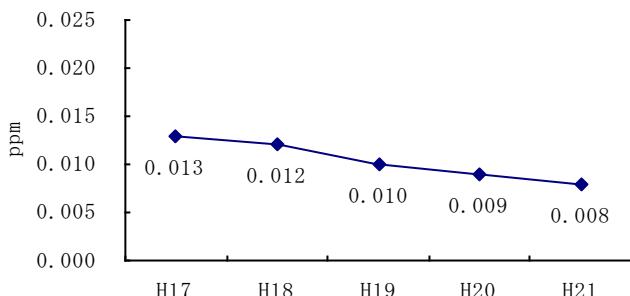


環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。（資料編 P14 資 4-4 参照）

全局平均値は前年度と比べて横ばいでした。

＜環境基準(長期的評価)＞（資料編 P12 資 4-2 参照）
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。

二酸化窒素濃度経年変化（全局平均値）

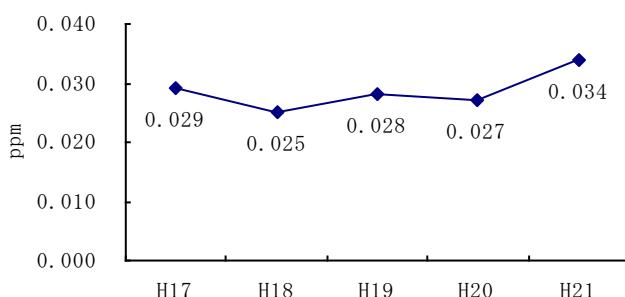


環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。（資料編 P16 資 4-7 参照）

全局平均値は前年度と比べて横ばいでした。

＜環境基準(長期的評価)＞
1 日平均値の 98% 値が 0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下。

光化学オキシダント濃度経年変化（全局平均値）

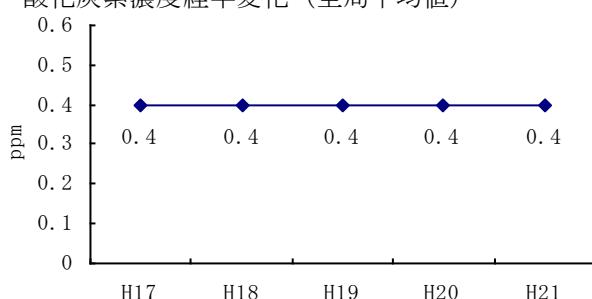


環境基準の短期的評価については、全測定局で有効測定時間（昼間）の 1.0%～16.9% の環境基準値超過がみられました。（資料編 P20 資 4-11 参照）

全局平均値は前年度と比べて増加しています。

＜環境基準(短期的評価)＞
1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

一酸化炭素濃度経年変化（全局平均値）

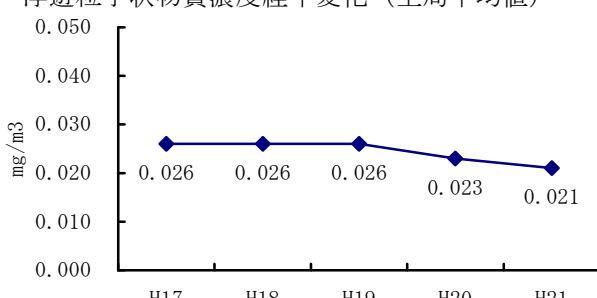


環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。（資料編 P21 資 4-13 参照）

全局平均値は前年度と比べて横ばいでした。

＜環境基準(長期的評価)＞
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。

浮遊粒子状物質濃度経年変化（全局平均値）



環境基準の長期的評価については、全測定局で達成していました。（資料編 P23 資 4-16 参照）

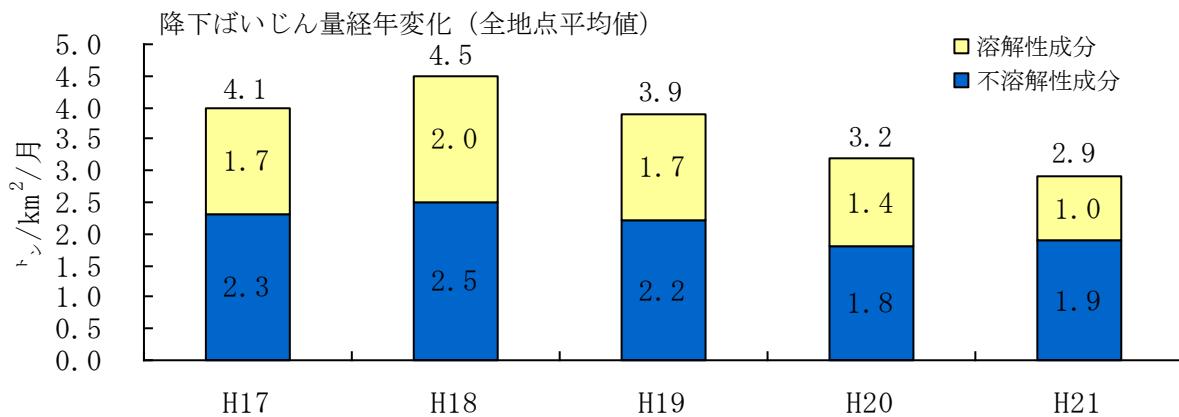
全局平均値は前年度と比べて横ばいでした。

＜環境基準(長期的評価)＞
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下であること。

■降下ばいじん測定結果

本市では12測定地点にデポジットゲージを設置して、毎月の降下ばいじん量を測定しています。降下ばいじん量については、大分県の「環境濃度に係る目安値(10⁴ µg/km²/月)」があります。

全測定地点平均値の推移は、前年度と比べて横ばいでした。詳細については資料編P23 資 4-18～P24 資 4-19を参照してください。



※溶解性成分と不溶解性成分の合計は、平均値の算出方法(四捨五入)により合わない場合があります。

■大気中の粉じん及び重金属

本市では、9測定地点にロー・ボリウム・エアサンプラーを設置して、粒径10 µm以下の浮遊粉じんを捕集し、大気中の粉じん濃度と重金属濃度を測定しています。

平成21年度の年平均値及び経年変化は、資料編P25 資 4-20のとおりでした。

■アスベスト濃度測定結果

大気汚染防止法でアスベストは特定粉じんに指定され、平成元年より特定粉じん発生施設を規制しています。アスベスト切断機等の特定粉じん発生施設が設置されている工場等の敷地境界基準は、大気中のアスベスト濃度を10本/ℓ以下としています。なお、本市においては特定粉じん発生施設を設置している工場・事業場はありません。

本市では、建物や自動車のブレーキパッドなどに含まれるアスベストによる大気汚染の状況を把握するため、幹線道路沿線等でアスベストモニタリングマニュアルによる調査を行なっています。測定の結果、工場等の敷地境界基準より低い値でした。

平成21年度 アスベスト濃度測定結果（単位:本/ℓ）

測定地点	標本数	アスベスト幾何平均濃度
中島十条交差点（幹線道路沿線）	6	0.1
椎迫入口交差点（幹線道路沿線）	6	0.1
スカイタウン高崎（住宅地域）	6	0.1

■有害大気汚染物質

有害大気汚染物質とは「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く。）」と定義され、中央環境審議会においては、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質を幅広く選定したリストを作成するとともに、同リストの中から健康リスクがある程度高いと考えられる22種類の有害大気汚染物質（優先取組物質）を定めています。

優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類及びコプラナーPCBsの5物質については環境基準が定められており、測定を行った全地点で環境基準を達成していました。なお、ダイオキシン類及びコプラナーPCBsについては、次のページの「[ダイオキシン類調査](#)」に結果を記載しています。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質については指針値が定められており、測定を行った全測定地点で指針値を下回っていました。

なお、詳細な測定結果については、資料編P31 資4-25を参照してください。

平成21年度 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

	王子 中学校	三佐 小学校	東大分 小学校	自排中央	自排宮崎	佐賀関	環境基準 又は(指針値)
ベンゼン	1.1	3.0	2.7	2.6	2.6	—	3
トリクロロエチレン	0.063	—	—	—	—	—	200
テトラクロロエチレン	0.050	0.051	0.049	—	—	—	200
ジクロロメタン	0.50	1.1	1.2	—	—	—	150
アクリロニトリル	0.018	—	—	—	—	—	(2)
塩化ビニルモノマー	0.017	—	—	—	—	—	(10)
水銀	0.0017	—	—	—	—	—	(0.04)
ニッケル化合物	0.0020	—	—	—	—	0.0024	(0.025)
クロロホルム	0.13	0.14	—	—	—	—	(18)
1,2-ジクロロエタン	0.14	—	—	—	—	—	(1.6)
1,3-ブタジエン	0.074	0.39	—	0.33	0.31	—	(2.5)

■ダイオキシン類調査

平成 21 年度は 4 地点で大気環境のダイオキシン類の調査を行いました。測定結果は全調査地点で環境基準を達成していました。

平成 21 年度 ダイオキシン類及びコプラナーPCBs モニタリング調査結果（年平均値）

(単位:pg-TEQ/m³)

	西部清掃 事業所	大在 小学校	三佐 小学校	東大分 小学校	環境基準
ダイオキシン類及び コプラナーPCBs	0.021	0.017	0.031	0.020	0.6

（2）工場・事業場への対応

■大気汚染防止法関係届出状況

平成 21 年度における大気汚染防止法に基づく届出状況は以下の表のとおりです。ばい煙発生施設の総数は、59 工場 333 施設、113 事業場 211 施設となっています。また、一般粉じん発生施設の総数は、34 工場 1,131 施設、7 事業場 12 施設となっており、揮発性有機化合物排出施設は 3 工場 11 施設となっています。

また、特定粉じん排出等作業実施の届出は 37 件ありました。

平成 21 年度大気汚染防止法に基づく届出状況

	設置届	使用届	構造等 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届
ばい煙発生施設	5	0	9	14	36	3
一般粉じん発生施設	8	0	1	3	5	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0	1	0	2	0

ばい煙発生施設届出状況(平成 22 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	1	2	3	4	5	6	7	8	8-2	9	10	11	13	14	19	21	28	29	30	31	
施設名	ボイラー	ガス発生用加熱炉	焙焼炉、焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	金属加熱炉	石油加熱炉	触媒再生塔	燃焼炉	反応炉、直火炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	精錬用焙燒炉	塩素反応炉等	複合肥料等製造施設	コーカス炉	ガスタンク	デイゼル機関	ガス機関		計
施設数	146 〔16〕	2 〔1〕	6 〔1〕	5 〔0〕	5 〔0〕	12 〔0〕	52 〔0〕	1 〔0〕	1 〔0〕	2 〔0〕	2 〔0〕	31 〔1〕	11 〔15〕	14 〔0〕	4 〔0〕	1 〔0〕	5 〔4〕	0 〔4〕	33 〔8〕	0 〔0〕	333 〔73〕
工 場	183 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	1 〔1〕	15 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	0 〔1〕	4 〔29〕	8 〔112〕	0 〔1〕	211 〔143〕	
事 業 場	329 〔17〕	2 〔1〕	6 〔1〕	5 〔1〕	5 〔1〕	12 〔1〕	52 〔1〕	1 〔1〕	1 〔1〕	2 〔2〕	2 〔32〕	32 〔2〕	26 〔14〕	14 〔4〕	4 〔1〕	1 〔5〕	4 〔53〕	41 〔142〕	0 〔2〕	544 〔216〕	

(注) () は電気事業法に係るばい煙発生施設数。

一般粉じん発生施設届出状況(平成 22 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数	
		工場	事業場
1	コークス炉	5	0
2	堆積場	107	12
3	コンベア	799	0
4	破碎機及び磨碎機	77	0
5	ふるい	143	0
計		1,131	12

揮発性有機化合物排出施設届出状況(平成 22 年 3 月 31 日現在)

施設分類番号	施設名	施設数
1	乾燥施設 (化学製品製造用)	2
9	貯蔵タンク	9
計		11

■工場・事業場に対する規制

工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や粉じん等は、大気汚染防止法、大分県生活環境の保全等に関する条例、公害防止協定および大分地域硫黄酸化物総量削減計画で、その排出や飛散が規制されています。

また、協定企業の内 7 社のばい煙濃度等については、発生源テレメータシステムにより硫黄酸化物、窒素酸化物の排出濃度等を連続監視しています。

■工場・事業場に対する指導状況

本市では、大気汚染防止法に基づき届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等を検査し、不適正施設には改善等の指導を行っています。平成 21 年度の立入検査は、ばい煙発生施設については 5 工場 26 施設・23 事業場 51 施設を対象に、また、一般粉じん発生施設については 1 工場 20 施設を対象に実施しました。検査の結果、届出関連の怠りが 8 件、管理状況の怠りが 17 件あり、指導を行いました。

また、特定粉じん排出等作業実施届出のあった現場にも立ち入り、作業基準が遵守されているかを検査しました。平成 21 年度は 39 件の立入検査を行った結果、作業基準違反はありませんでした。

平成 21 年度立入検査結果

	届出関連の怠り件数	管理状況の怠り件数
ばい煙発生施設	8	9
一般粉じん発生施設	0	8
揮発性有機化合物排出施設	0	0

■緊急時の措置

日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件等により光化学オキシダント等による大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、当該大気の汚染を減少させるための措置を講じる必要があります。

県は、大気汚染防止法第23条及び大分県生活環境の保全等に関する条例第38条1項に基づくこれらの汚染物質に係る緊急時の措置について、その円滑かつ効率的な実施を図るために大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱を定めています。

この要綱では、大分市大気汚染常時監視テレメータシステムにより収集された各物質の汚染濃度が資料編P35資4-28に示す緊急時発令基準に該当する場合は、県が発令区分によって注意報等を発令し、ばい煙排出者に対する措置を講じることとなっています。

緊急時の発令がなされた場合は、当該発令地域（資料編P33資4-26～P34資4-27参照）の住民に大気の汚染状況を知らせて被害の防止を図り、県は協力工場及び自動車の使用者に対して事態の改善のためばい煙排出量の削減の協力要請等を行うこととなっています。（資料編P35資4-28～資4-29参照）

平成21年度は光化学オキシダントに係る予報が1件、注意報が3件発令されました。毎年春から夏にかけて光化学オキシダント濃度が高い状況にあり、今後とも予報等の発令が懸念されます。（発令状況は資料編P36資4-30参照）

■ダイオキシン類汚染防止対策

ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設を設置する1工場2施設、4事業場4施設に立ち入り、届出内容や稼働状況等を検査しました。

また、自主測定の未実施事業場に対して、自主測定の実施及び測定結果の報告を行うよう指導しました。

平成21年度立入検査結果

	届出関連の怠り件数	管理状況の怠り件数	構造基準不適合件数
ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設	0	2	1

施策2

自動車交通対策の推進

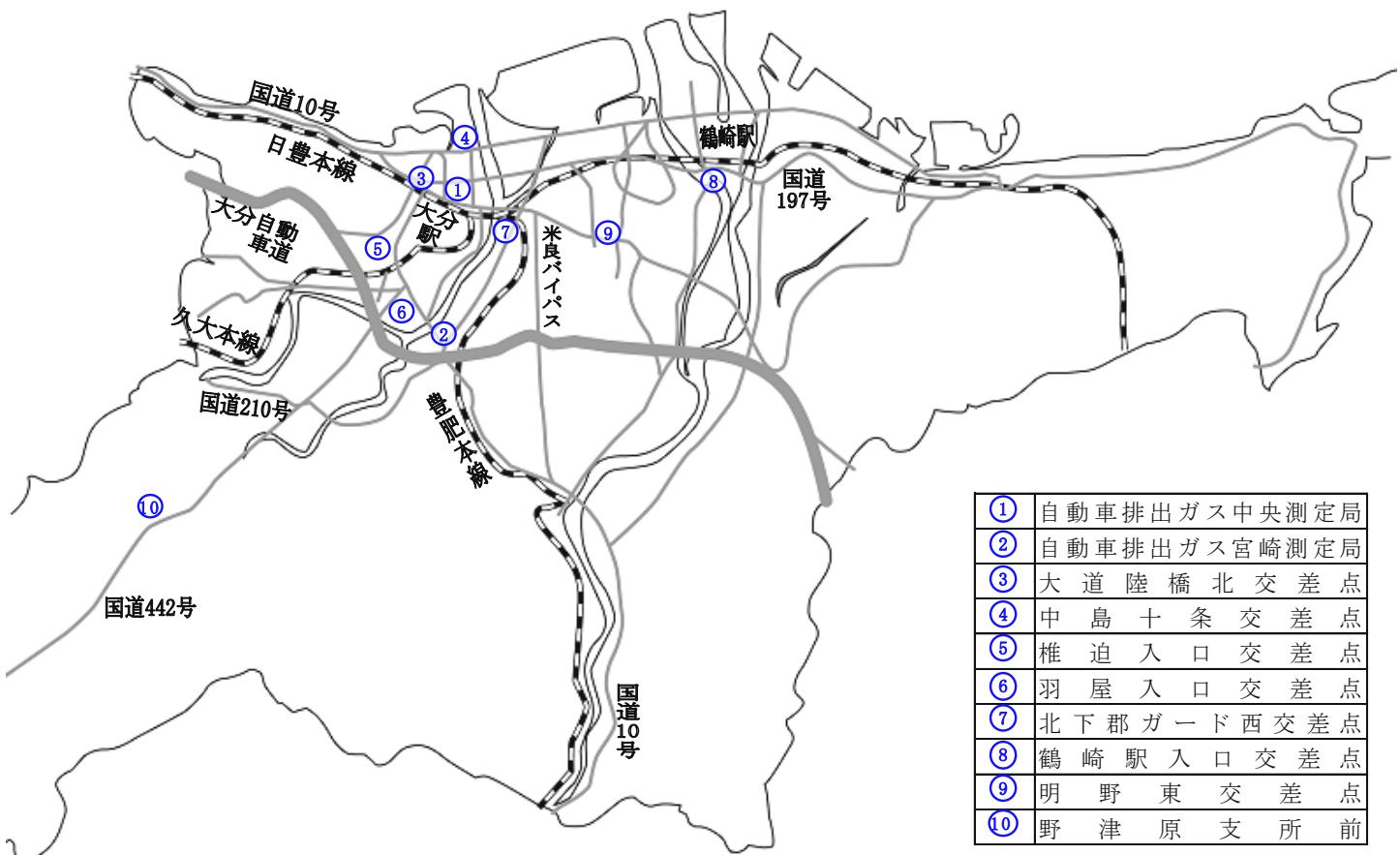
(1) 自動車交通公害

■自動車排出ガス測定網

自動車交通公害の状況については、測定局2局を設置して常時監視しているほか、幹線道路の主要交差点等8ヶ所において大気監視測定車による交通環境調査を定期的に行なっています。

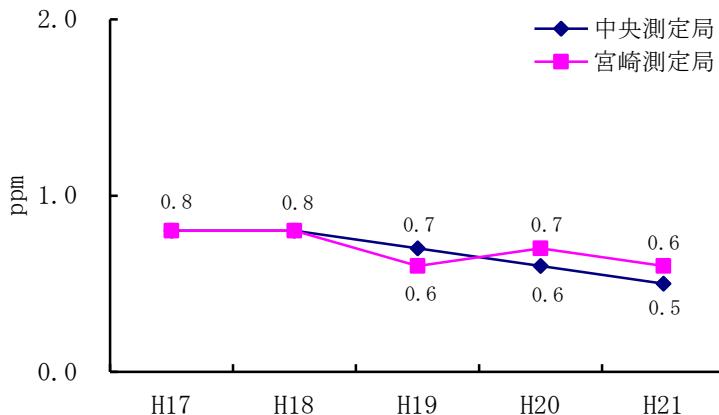


大気監視測定車（野津原支所前）



■自動車排出ガス測定局の測定結果

一酸化炭素濃度経年変化（年平均値）

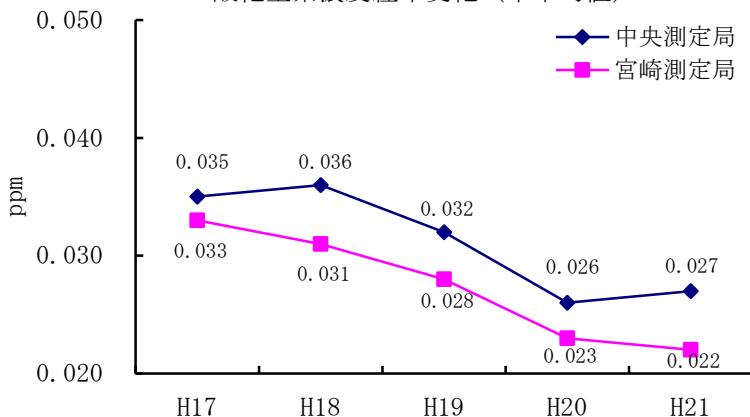


環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

(資料編 P 41 資 4-37 参照)

<環境基準(長期的評価)> (資料編 P 12 資 4-2 参照)
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。

二酸化窒素濃度経年変化（年平均値）

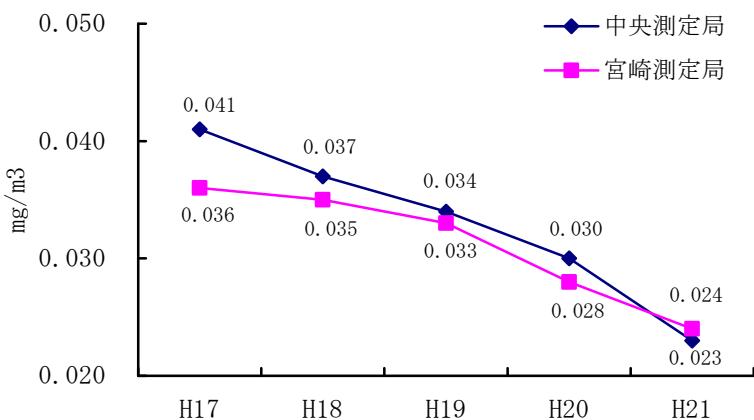


環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

(資料編 P 41 資 4-39 参照)

<環境基準(長期的評価)>
1 日平均値の 98% 値が 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下。

浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値）



環境基準の長期的評価については、中央測定局、宮崎測定局ともに達成していました。

(資料編 P 42 資 4-41 参照)

<環境基準(長期的評価)>
年間にわたる 1 日平均値の 2%除外値が 0.1mg/m³ 以下であること。

■主要交差点等の測定結果

大気監視測定車による主要交差点での二酸化窒素等の測定結果は資料編 P 44 資 4-45 のとおりであり、環境基準の短期的評価（資料編 P 12 資 4-2 参照）については全測定地点で達成していました。（大気測定車での測定については各測定值点において 1 回につき 3 日間の短期測定を年間 2 回ずつ行っているため、評価については短期的評価を用います。）

(2) 低公害車の導入

■ 公用車を購入又はリース使用する場合は、低公害車の導入に努める。

平成 21 年度末現在、公用車全 864 台のうち 265 台に低公害車を導入しています。その内訳は、電気自動車 2 台、天然ガス自動車（CNG 自動車）2 台、ハイブリッド自動車 4 台、低燃費かつ低排出ガス認定車 257 台です。

※ 「低公害車」とは、環境省の「自動車・低公害車・購入台数調査実施要領」では、以下の自動車となっています。

- | | |
|------------|------------------------------|
| ・燃料電池自動車 | ・電気自動車 |
| ・天然ガス自動車 | ・メタノール自動車 |
| ・ハイブリッド自動車 | ・低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリッド自動車を除く） |
| ・（参考）水素自動車 | ・（参考）プラグインハイブリッド自動車 |

その他、上記の低公害車には入っていませんが、CNG 自動車と排出ガス性能でほとんど差のない LPG 自動車を 16 台導入しています。（資料編 P129 資 8-5 参照）



大分市の電気自動車

施策3

悪臭対策の推進

(1) 悪臭防止対策

■悪臭防止法による規制

本市の悪臭防止法の規制地域は、資料編P48 資5-3のとおり、都市計画法により定められた市街化区域です。

同法で定められている22物質の規制については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、6段階臭気強度表示法の臭気強度2.5に対応する濃度で許容限度が定められています(1号規制、資料編P46 資5-1参照)。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の13物質については、工場・事業場に設置された煙突等の排出口での流量がそれぞれ規制されます(2号規制)。資料編P46 資5-1に掲げる規制基準を基礎として、以下の方法によって算出した流量が規制基準となります。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

この式において、q、He、Cmは、それぞれ次の値を表すものとします。

q：流量(Nm³/h)

He：補正された排出口の高さ(m)

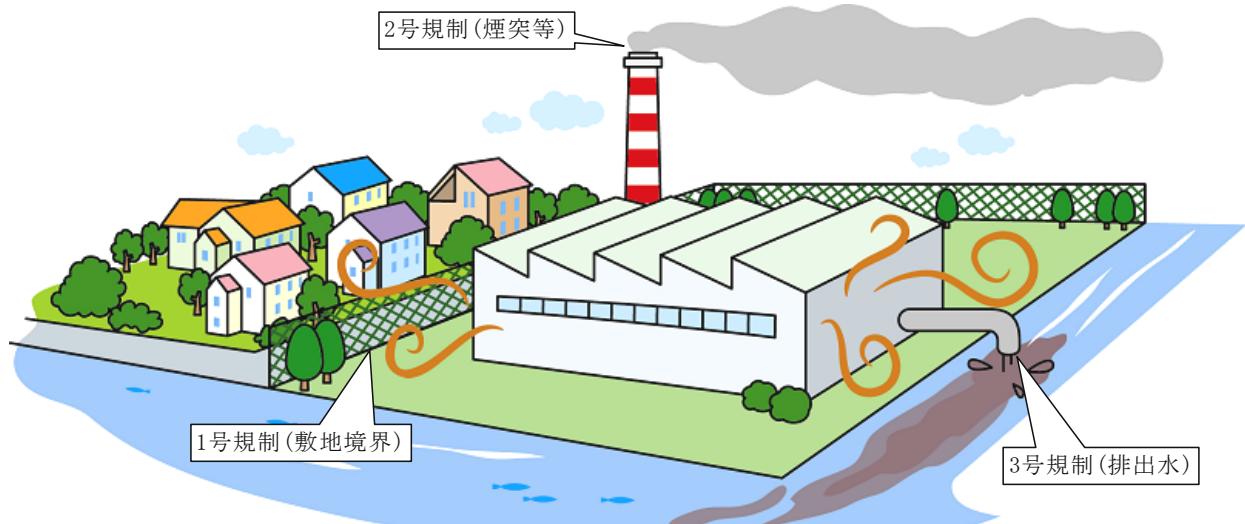
Cm：各物質の資料編P46 資5-1に掲げる規制基準(ppm)

但し、補正された排出口の高さが5m未満のものについてはこの式は適用しません。

また、工場、事業場からの排出水に含まれる特定悪臭物質の規制基準(3号規制)は、資料編P47 資5-2のとおりとなっています。

6段階臭気強度表示法と悪臭防止法による規制の概念

0	1	2	2.5	3	3.5	4	5
無臭	やっと感知で きるにおい	何のにおいであるか わかる弱いにおい		楽に感知でき るにおい		強いにおい	強烈なにおい



■大分市悪臭防止指導要綱による規制

本市は、事業活動に伴う悪臭の規制について、悪臭防止法による濃度規制を補完し、悪臭苦情の円滑な処理を図ることを目的として、大分市悪臭防止指導要綱を定めています。この要綱の適用地域は、悪臭防止法の規制地域（都市計画法により定められた市街化区域）であり、指導目標値は以下の表のとおりとなっています。

悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められ、悪臭防止法による事例の解決が困難な場合は、要綱に基づき、事業場の敷地境界線等において臭気指数を測定し、指導目標値を勘案しながら、工場・事業場に対して改善のための指導、勧告を行うこととなっています。

区分	指導目標値 (臭気指数)		
事業場の敷地境界線		10	
事業場の排出口	排出口の高さ 5m 以上 15m 未満	排ガス量 300Nm ³ /分以上 排ガス量 300Nm ³ /分未満	25 28
	排出口の高さ 15m 以上 30m 未満		28
	排出口の高さ 30m 以上 50m 未満		30
	排出口の高さ 50m 以上		33

■悪臭調査結果

平成 21 年度は 10 工場の敷地境界線の地表、気体排出口及び排水口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の調査を行いました。その結果、すべての工場において規制基準に適合していました。（資料編 P 49 資 5-4 参照）

第2節 良好的な水環境を維持します

施策1

工場・事業場排水対策の推進

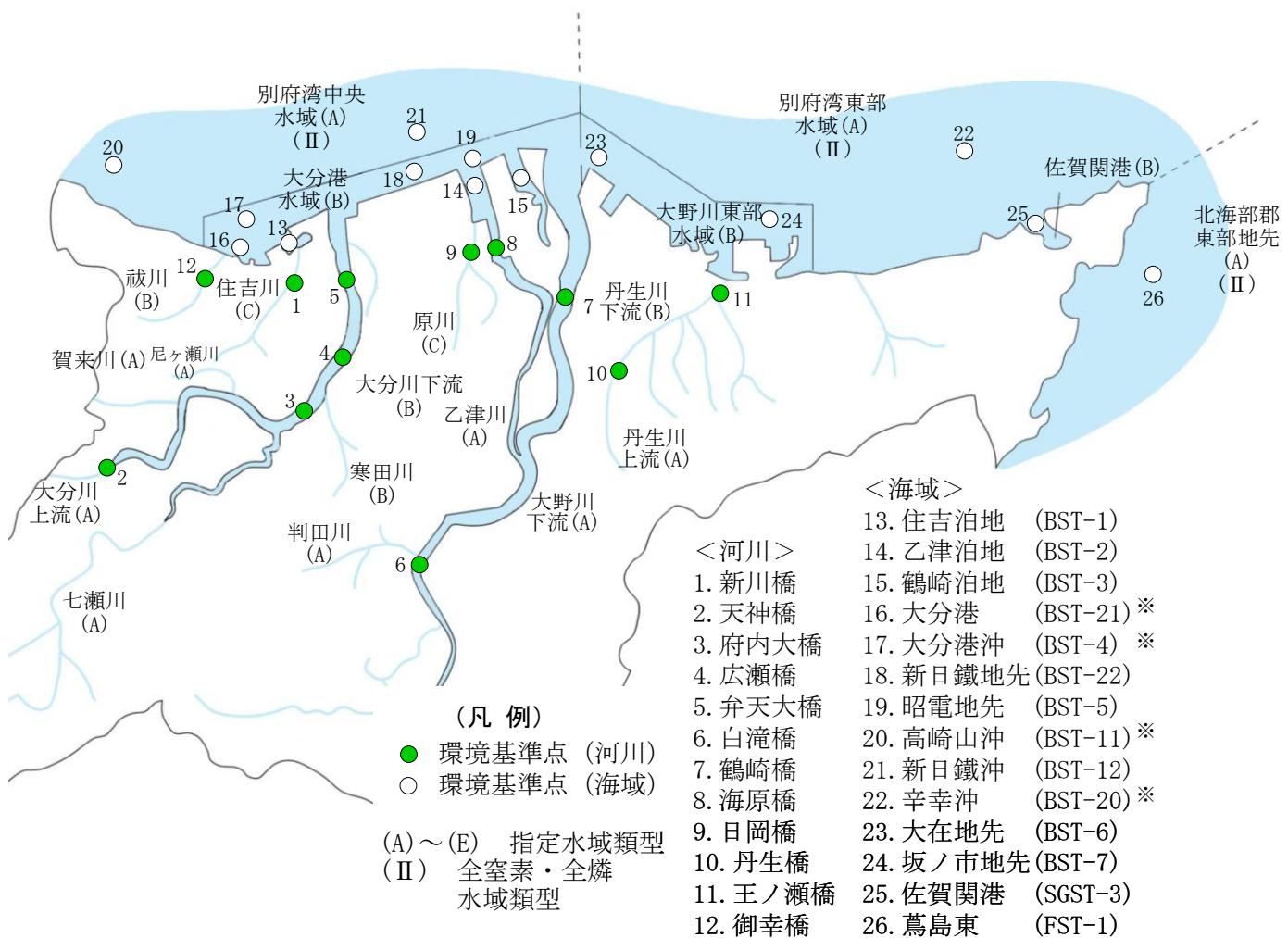
(1) 環境測定

■水質調査地点

本市には、大分県を代表する一級河川の大分川や大野川を始め、中小の河川やそれらの支川を含めると約400の河川があり、主に別府湾に流入しています。

平成21年度はこれらの公共用水域のうち、河川38地点、海域10地点で水質調査を行いました。環境基準点の位置は下図のとおりです。それ以外の補助地点等は、資料編P54資6-8を参照してください。

公共用水域監視地点図（環境基準点のみ）



■水質環境基準

河川・海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、その達成・維持を目標として、水質の保全に関する施策を進めています。

環境基準には、生活環境の保全に関する「生活環境項目」と、人の健康の保護に関する「健康項目」があります。

生活環境項目は河川では、大分川、大野川、乙津川、丹生川、祓川、原川及び住吉川に、海域では本市周辺の別府湾及び北部郡東部地先に適用されます。また、健康項目はすべての河川、海域に適用されます。

水質環境基準の概要

基準の種類	主な調査項目	基準が適用される水域
生活環境項目	pH、大腸菌群数 生物化学的酸素要求量(BOD) 等 9項目 (河川、海域で項目が異なる)	主な河川、海域 (利用目的によりAA～Eに 類型された水域)
健康項目	重金属類(カドミウム、鉛など)、 農薬等 27項目	すべての河川、海域

基準値等詳細は、資料編P50資6-1～資6-7、P64資6-16、資6-17を参照してください。

■河川の水質調査

河川38地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、環境基準点における有機物の水質指標であるBOD75%水質値をみると、右表のとおり、全ての水域で環境基準を達成していました。

また、健康項目については調査対象全20地点において、全ての項目で環境基準を達成していました。

河川の水質調査結果の詳細は、資料編P55資6-9～資6-15を参照してください。



市内河川調査地点例

■河川のダイオキシン類調査

12地点で水質および底質のダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

河川の水質調査結果 (単位: mg/ℓ)

水 域 名	類 型	測 定 地 点	BOD75% 水質 値	達 成 状 況
住 吉 川	C	新 川 橋	2.5	○
大 分 川 上 流	A	天 神 橋	0.8	○
大 分 川 中 流	A	府 内 大 橋	1.0	○
大 分 川 下 流	B	広 瀬 橋	1.3	○
		弁 天 大 橋	1.1	
大 野 川 下 流	A	白 滝 橋	0.8	○
		鶴 崎 橋	1.5	
乙 津 川	A	海 原 橋	1.8	○
原 川	C	日 岡 橋	1.7	○
丹 生 川 上 流	A	丹 生 橋	1.0	○
丹 生 川 下 流	B	王 ノ 瀬 橋	0.7	○
祓 川	B	御 幸 橋	1.7	○

※環境基準 BOD75%水質値

A : 2mg/ℓ以下、B : 3mg/ℓ以下、C : 5mg/ℓ以下

河川のダイオキシン類調査結果

水質(単位: pg-TEQ/ℓ) 底質(単位: pg-TEQ/g)

水 域 名	採 取 地 点	水 質		底 質	
		測 定 値	達 成 状 況	測 定 値	達 成 状 況
住 吉 川	新 川 橋	0.034	○	1.3	○
大 分 川 上 流	天 神 橋	0.043	○	0.24	○
大 分 川 中 流	賀 来 橋	0.071	○	0.73	○
	妙 見 橋	0.045	○	0.22	○
	胡 麻 鶴 橋	0.030	○	0.23	○
大 分 川 下 流	滝 尾 橋	0.055	○	1.4	○
大 野 川 下 流	川 添 橋	0.033	○	0.26	○
乙 津 川	別 保 橋	0.088	○	0.52	○
原 川	日 岡 橋	0.33	○	4.5	○
丹 生 川	王 ノ 瀬 橋	0.17	○	2.4	○
祓 川	御 幸 橋	0.051	○	0.65	○
子 猫 川	子 猫 橋	0.069	○	3.1	○

※環境基準 水質 : 1pg-TEQ/ℓ以下

底質 : 150pg-TEQ/g 以下

■河川のトリハロメタン生成能調査

「特定水道利水障害の防止のための水道水源流域の水質の保全に関する特別措置法」が平成6年5月に施行され、浄水処理に伴い発生する総トリハロメタンに係る特定水道利水障害が問題となっている指定水域について、トリハロメタン生成能に係る水質目標を設定し、そのための各種対策を行うよう定めています。

本市においては、水道利水障害が問題となっている指定水域はありませんが、水質把握のために、天神橋（大分川）、賀来橋（賀来川）及び胡麻鶴橋（七瀬川）の3地点で調査を実施した結果、全ての調査地点において水質目標値を達成していました。

調査結果、水質目標値は、資料編P74資6-31を参照してください。

■海域の水質調査

海域10地点で水質調査を行いました。

生活環境項目については、有機物の水質指標であるCOD75%水質値をみると、右表のとおり、全ての水域で環境基準を達成していました。また、全窒素及び全燐についても環境基準を達成していました。

健康項目については、全ての項目で環境基準を達成していました。

水質調査結果の詳細は、資料編P65資6-18～資6-24を参照してください。

海域の水質調査結果 (単位: mg/l)

水域名	類型	COD75%水質値	達成状況
別府湾	住吉泊地	C	2.9
	乙津泊地	C	2.6
	鶴崎泊地	C	2.2
	大分港	2.1	○
		2.2	
	別府湾中央	A	1.7
	大野川東部	2.0	○
		1.9	
佐賀関港	B	1.9	○
北海部郡東部地先	A	1.4	○

※環境基準 COD75%水質値

A:2mg/l以下、B:3mg/l以下、C:8mg/l以下

■海水浴場の水質調査

本市は3ヶ所の海水浴場について、例年5月（海水浴場開設前）及び7月（開設中）に水質検査を行っています。検査項目はCODやふん便性大腸菌群数などで、結果は環境省が定めた水浴場水質判定基準（資料編P73資6-29）により5段階で評価します。

平成21年度の水質調査の結果は下表のとおり、海水浴場として適する判定となりました。調査結果の詳細は、資料編P74資6-30を参照ください。

海水浴場の水質調査結果

海水浴場	調査結果	
	開設前	開設中
田ノ浦ビーチ	A A (適)	B (可)
こうざき海水浴場	A A (適)	B (可)
大志生木海水浴場	A A (適)	B (可)

調査対象海水浴場



■海域の有機スズ化合物調査

有機スズ化合物は水生生物保護の観点から、水質評価の目安が設定されています。有機スズ化合物のうち代表的なトリブチルスズ化合物およびトリフェニルスズ化合物を9地点で調査したところ、全ての地点で水質評価の目安値を下回りました。また、目安値のない底質についても6地点で調査し、状況の把握に努めています。

調査結果の詳細は、資料編P75資6-32、資6-33を参照してください。

(2) 工場・事業場への対応

特定事業場等の排出水の規制の概要

■排水基準と総量規制基準

公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っています。

規制の基準には、排出水に含まれる有害物質やその他の項目の濃度を規制する「排水基準」と化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量の汚濁負荷量を規制する「総量規制基準」があります。基準の詳細は、資料編P76資6-34～資6-36を参照してください。

種類	項目	適用事業場
濃度規制	一律排水基準	有害物質Cd, Cr等27項目 全特定事業場
	その他項目COD, BOD等15項目	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場
	上乗せ排水基準	COD, SS, 油分 同上
総量規制	総量規制基準	COD、窒素含有量、燐含有量 同上

■工場・事業場の立入検査と水質検査

本市は特定事業場（指定地域特定施設を含む）及び公害防止協定締結企業等に対し立入調査を行い、排出水の水質検査を行っています。また、総量規制基準の適用される事業場については、適宜、自動採水器を設置し、事業場が設置する水質測定機器が正しい測定値を示しているか監視を行っています。水質検査の結果、排水基準違反となった事業場に対しては、排出水の水質の改善指導を行っています。

行政指導等の状況は、資料編P85資6-41、立入検査、水質検査結果

また、業種別の排水基準違反状況は、資料編P85資6-42を参照してください。

特定事業場	立入施設数		のべ立入調査施設数	排水基準違反件数	行政措置件数
	特定事業場	公害防止協定締結企業			
97	3	262	5	5	5

■水質関係法令届出状況

平成21年度における水質関係法令及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可状況は、下表のとおりです。特定事業場数は水質汚濁防止法の適用を受ける1,245（指定地域特定施設237事業場を含む）事業場と瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける64事業場をあわせて1,309事業場です。

水質汚濁防止法に基づく届出状況

設置(第5条)	構造等の変更(第7条)	廃止(第10条)	氏名等の変更(第10条)	地位の承継(第11条)	汚濁負荷量測定手法の届出・変更(第14条)	報告(第22条)
27	9	22	35	9	4	11

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・届出状況

設置(第5条)	構造等の変更(第8条第1項)	軽微な変更(第8条第4項)	氏名等の変更(第9条)	廃止(第9条)	地位の承継(第10条)
7	13	2	15	4	0

■ダイオキシン類汚染防止対策

本市はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する特定事業場に対し、立入調査を行い、排出水の水質検査を行っています。6事業場において排出水の水質検査を行った結果、排出基準（10pg-TEQ/l以下）を超過した事業場はありませんでした（資料編P87資6-45参照）。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況は、資料編P87資6-44を参照してください。

施策 2

生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設の整備

■公共下水道の整備

主として市街化区域を対象として、都市部における下水の排除または処理のため、公共下水道の整備を推進しています。平成21年度末における整備状況は右表（詳細は資料編P88資6-46）のとおりです。

公共下水道の整備状況（平成21年度末現在）

大分市 人口（人）	処理区域		人口普及率 (%)	終末処理場 施設数
	人口（人）	面積（ha）		
470,293	269,445	5,047.6	57.3	5

■浄化槽の整備（合併処理浄化槽）

浄化槽については、下水道整備計画との整合を図りつつ補助制度による整備を行っています。

生活雑排水が未処理となる単独処理浄化槽の使用が水質汚濁の原因になるとして、新設禁止への取組みが行われ、平成12年6月に浄化槽法の一部を改正する法律が交付され、平成13年4月から施行されており、平成21年度末の整備状況は表のとおりです。なお、設置補助対象地域、補助金額等は、資料編P89資6-47を参照してください。

合併処理浄化槽の整備状況（平成21年度末現在）

平成21年度 新規設置基数（基）	総基数（基）*	処理対象総人口（人）
270	6,502	80,947

*昭和63年度からの補助基數累計

■汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）及びコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の汚水処理施設の整備状況を表す指標です。平成21年度末の状況は、下表のとおりです。過去のデータは、資料編P89資6-48を参照してください。

汚水処理人口普及率（平成21年度末現在）

行政区域内 人口（人）	公共下水道 処理区域内 人口（人）	農業集落排水 処理区域内 人口（人）	合併処理浄化槽 処理人口（人）	計（人）	汚水処理 人口普及 率（%）
470,293	269,445	1,740	70,237	341,422	72.6

(2) 住吉川浄化対策推進事業

市内中心部を流れる住吉川の流域には住宅や飲食店及び事業場が集中しており、中流から下流にかけては都市下水路化していました。このため、昭和63年に住民と行政が共に住吉川浄化の取組を開始しました。

流域住民を中心とする住吉川浄化対策推進協議会（昭和63年10月6日発足）は、「住吉川を浄化し、やすらぎとうるおいのある水辺環境づくりの推進」を目標に、流域7小学校区の会員でソフト面の活動（生活排水対策等）を取り組んでいます。また、行政の取組として、ハード面（しゅんせつ等）の浄化対策を行っています。

■住吉川浄化対策推進協議会（以下「住浄協」という）の活動

- ①田室町、南春日町、上春日町、新春日町内会による住吉川一斉清掃活動（参加者180名）
- ②啓発用広報誌「住吉川だよりNo. 30及びNo. 31」を流域関係世帯に回覧（14,700世帯）
- ③住浄協の会長・副会長会議及び平成21年度住浄協総会の開催
- ④市環境展による水切り袋（500個）を無料配布
- ⑤住吉川イルミネーションの設置点灯（11月4日～12月末）
- ⑥住吉川ウォーキングを実施（参加者12名）

■行政の住吉川浄化対策

①公共下水道の整備

住吉川流域の下水道処理人口普及率は、平成21年度末現在で88.3%（平成20年度末86.9%）となっています。

②アメニティ一下水道事業

昭和63年度より、弁天水資源再生センターより浄化された水を府内城址の堀へ送水し、住吉川の支川である第1中島川と第2中島川へ放流しました。（平成21年度の送水量2,067～6,438m³/日；平均5,146m³/日）

③支川のしゅんせつ

流域水路等のしゅんせつを行いました。（大道6丁目ほか10ヶ所、延長約3,998m）

④啓発用看板の補修等

流域5ヶ所の啓発看板を補修しました。

■ホタル観測事業

平成21年度はカワニナの育成状況やホタルの飛翔調査を行い、平成21年度は40匹のホタルを観察できました。

(3) 生活排水対策に係る啓発事業

大分市生活排水対策推進計画に基づき次の施策を実施しました。

- ・市環境展における水切袋の無料配布（平成21年6月）
- ・「祓川エコ・クッキング」（八幡校区公民館）（平成22年2月）

施策3

地下水・土壤汚染対策の推進

(1) 地下水質の状況

■概況調査

地下水の水質の概況を把握するため、15地点の井戸について概況調査を実施した結果、全ての井戸で環境基準を超過していました。

地下水質調査風景



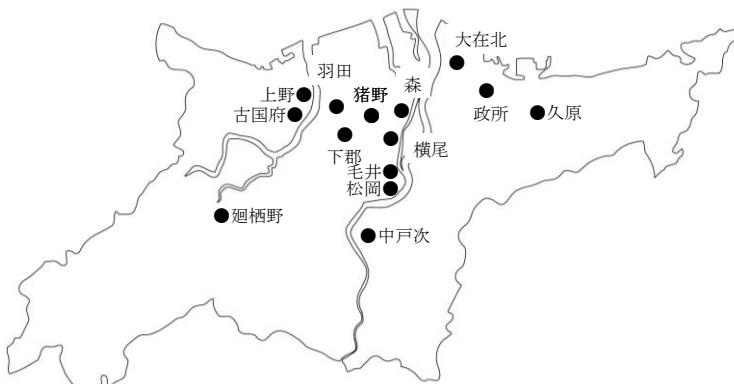
■継続監視調査

過去の調査で環境基準を超過した32地点の井戸で継続監視調査を実施した結果、砒素が2地点、シス-1, 2-ジクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で環境基準を超過していました。

■ダイオキシン類地下水環境調査

平成21年度は16地点でダイオキシン類を測定した結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

地下水のダイオキシン類監視地点図



地下水のダイオキシン類調査結果

(単位:pg-TEQ/ℓ)

採取地点	測定値	達成状況
上野	0.056	○
下郡	0.047	○
羽田	0.047	○
古国府	0.052	○
猪野	0.053	○
毛井	0.88	○
松岡	0.048	○
森	0.047	○
横尾 ①	0.058	○
横尾 ②	0.047	○
中戸次 ①	0.047	○
中戸次 ②	0.053	○
回栖野	0.050	○
大在北	0.050	○
政所	0.049	○
久原	0.052	○

※環境基準 1pg-TEQ/ℓ以下

(2) 土壤汚染対策

■土壤汚染対策法の施行状況

近年、各地の工場跡地などで土壤汚染が明らかになるケースが増えたことなどを背景として、平成15年2月に土壤汚染対策法が施行され、土壤汚染の把握、人の健康被害の防止に関する措置等が定められました。平成21年度末現在、同法により土壤の汚染状態が基準に適合しない土地として指定された指定区域はありません。また、土地所有者等の土壤の自主調査により特定有害物質が基準を超過した場合は、浄化対策等の指導を行っています。

■ダイオキシン類土壤環境調査

10地点で土壤のダイオキシン類調査を実施しました。その結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

土壤のダイオキシン類監視地点図



土壤のダイオキシン類調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

採取 地点	測定値	達成状況
津 守	0.096	○
森	0.10	○
荘 隅	0.025	○
梅 が 丘	0.28	○
高 江	0.011	○
ふ じ が 丘	0.0015	○
北	0.43	○
里	0.034	○
神 崎	3.3	○
竹 中	0.012	○

※環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下

第3節 騒音・振動を防止します

施策1

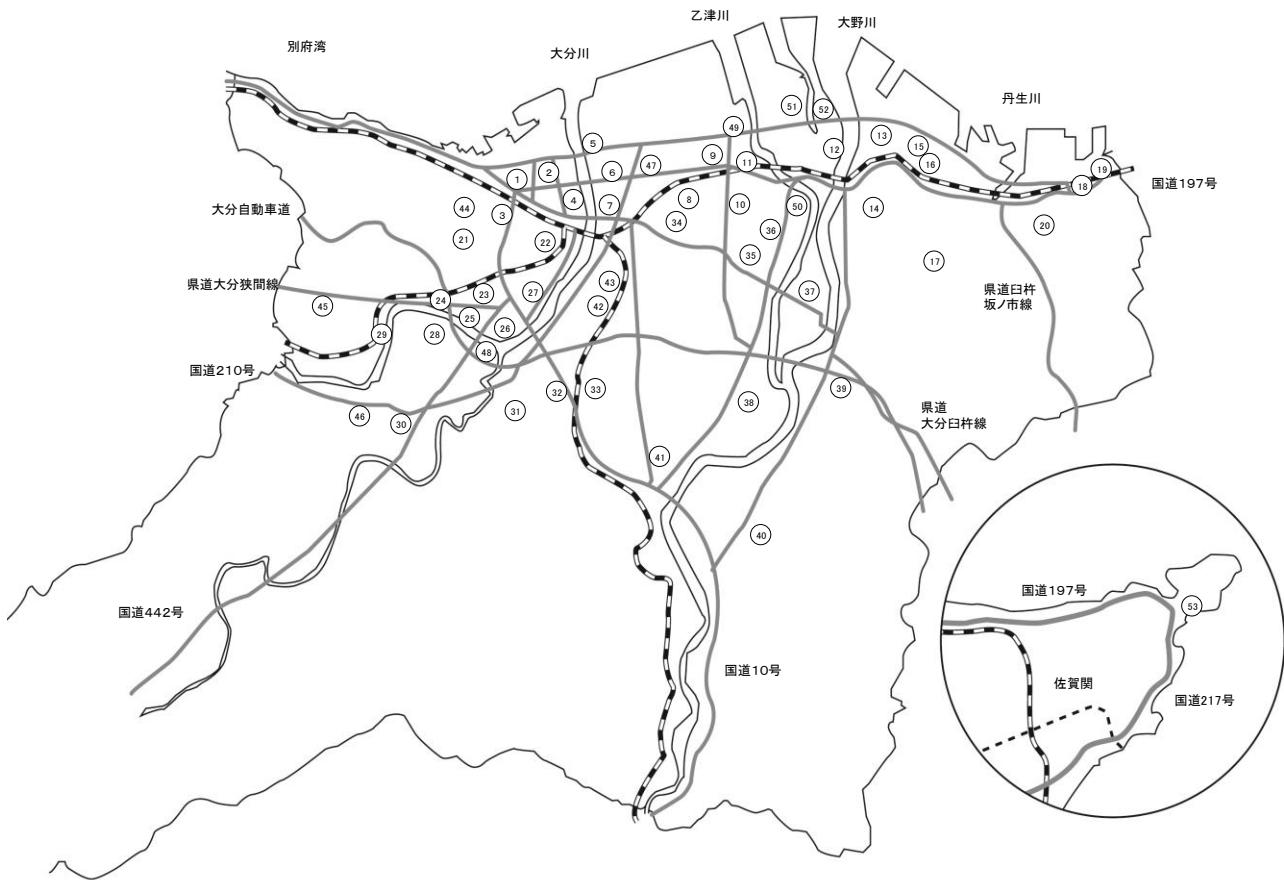
工場・事業場、建設作業における騒音・振動防止対策の推進

(1) 環境測定

(一般地域)

一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）の環境騒音の状況を把握するため、53 地点で測定を行いました。その結果 49 地点で環境基準を達成していました。（資料編 P105 資 7-17～P109 資 7-21 参照）

環境騒音測定位置図



(道路に面する地域)

自動車交通騒音・道路交通振動の状況を把握するため、23 地点で調査を行いました。

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づく面的評価を行った結果、評価対象戸数の 97.4% が環境基準を達成していました。

また、騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度を超過した地点はありませんでした。

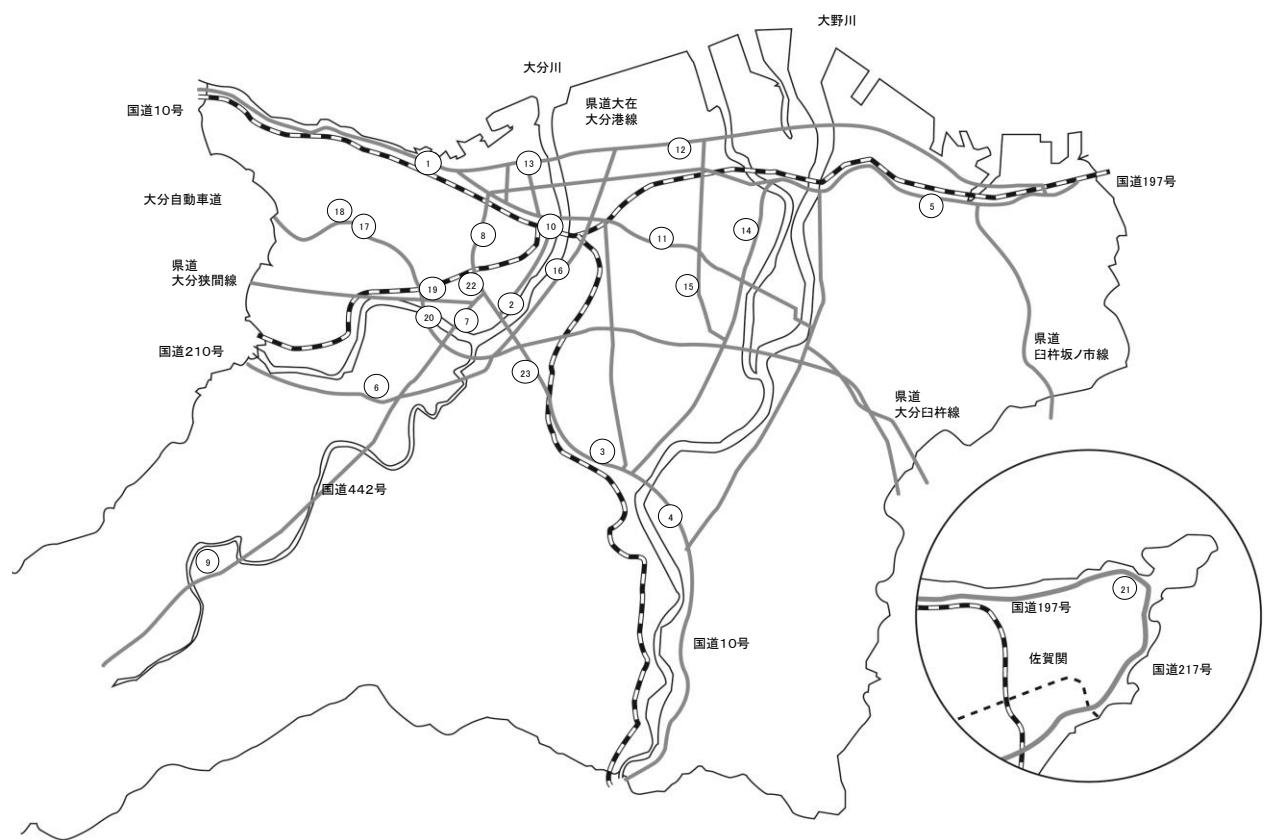
（資料編 P110 資 7-22～P115 資 7-28 参照）

平成 21 年度 幹線道路における環境基準達成率

(全体) 23,024 戸

時間帯	環境基準達成戸数	環境基準達成率
昼間・夜間	22,422	97.4%
昼間	22,568	98.0%
夜間	22,592	98.1%

自動車交通騒音・道路交通振動測定地点位置図



(2) 工場・事業場等の指導・監視

(規制の概要)

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、設置や変更等の届出を義務付けています。これらの届出の際には、規制基準を遵守するよう騒音・振動防止の指導を行っています。

平成 21 年度に新たに届け出された特定工場等は、騒音規制法に基づくものが 10 特定工場等 84 施設、振動規制法に基づくものが 8 特定工場等 22 施設、大分市騒音防止条例に基づくものが 16 特定工場等 103 施設となっています。(資料編 P118 資 7-31、P119 資 7-33 参照)

また、市内に立地する主要企業 15 社と公害防止協定を締結し、騒音や振動の未然防止に努めるとともに、開発行為等許可申請や建築確認申請等の際に事前指導を行い、騒音・振動の未然防止に努めています。

平成 21 年度の調査・指導状況

調査・指導状況	件数
工場・事業場立入調査	28
砂利採取、碎石の許可に伴う調査	16
合計	44

(3) 特定建設作業の指導・監視

(規制の概要)

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業を実施する場合には届出が義務付けられています。

平成 21 年度の届出状況は、騒音規制法に基づくものが 317 件、振動規制法に基づくものが 261 件、大分市騒音防止条例に基づくものが 383 件でした。(資料編 P118 資 7-32、P120 資 7-34 参照、P121 資 7-35)

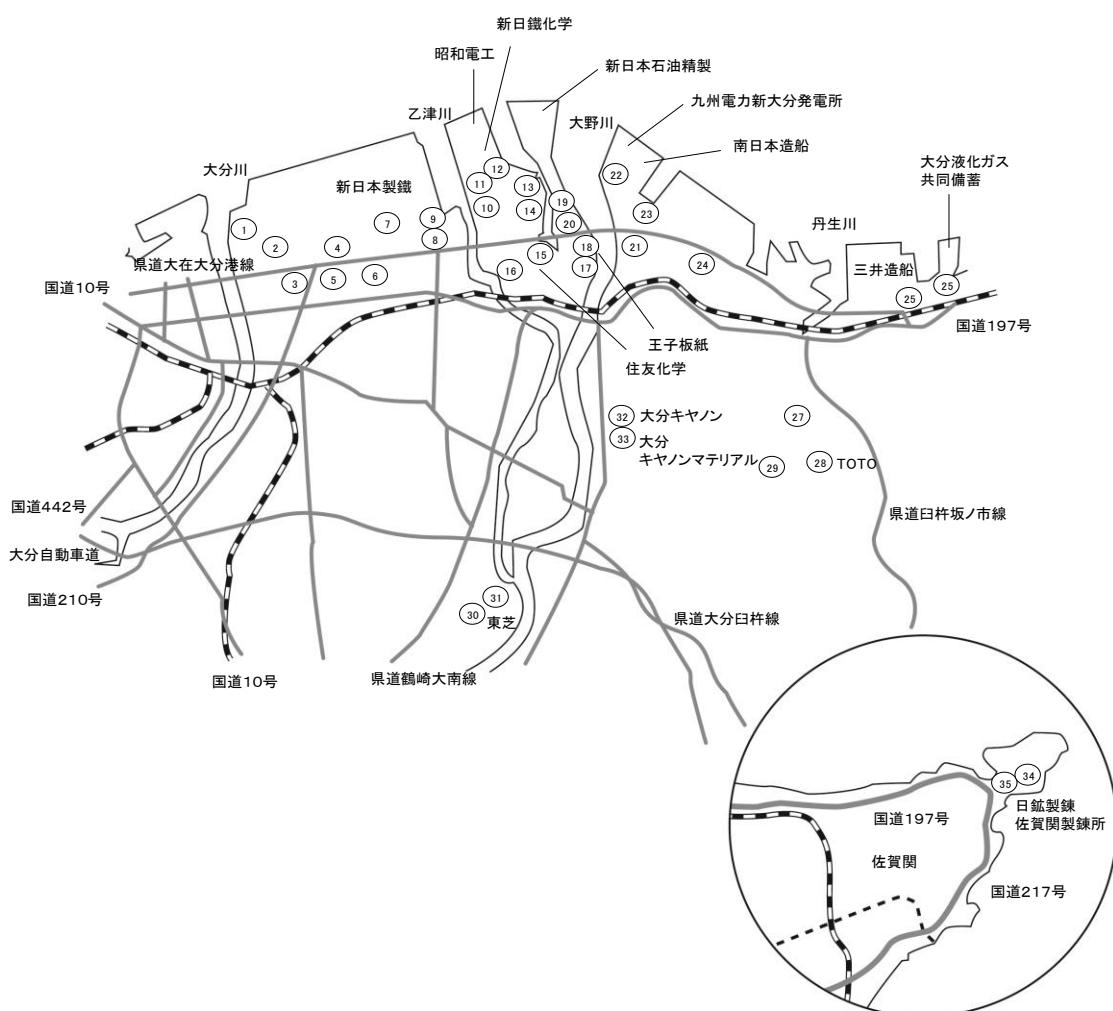
また、届出の際には周辺の生活環境を阻害しないよう騒音・振動の防止対策について事前指導を行っています。

(4) 公害防止協定締結企業の周辺地域における深夜騒音調査

公害防止協定を締結している企業の周辺 35 地点において、年 4 回深夜騒音を測定し、環境基準との対比をするとともに現状の把握に努めています。平成 21 年度測定結果は、延べ 35 地点 140 回のうち、32 地点 136 回で環境基準に適合していました。(資料編 P116 資 7-29、P117 資 7-30 参照)

また、環境基準を超過した主な原因は、風の音などの影響によるものでした。

深夜騒音測定地点位置図



施策2

近隣騒音対策の推進

(1) 近隣騒音対策

近年、生活様式の変化、住居環境の変化により日常生活に起因した騒音、いわゆる「近隣騒音」による苦情が多く発生しています。

平成21年度に寄せられた近隣騒音による苦情は、騒音苦情全体の19%を占めています。

近隣騒音は、限られた生活空間で発生し、しかも心理的、感情的な要素が強く、音の大きさ以外に近隣との人間関係に左右されやすいという特徴から、法令等による規制になじみにくく、対応に困難をきたす場合が多くなっています。

このため、本市では近隣騒音の未然防止に重点を置き、自治会でチラシを回覧するなどの近隣騒音防止の啓発活動を推進して、騒音問題の生じにくい地域社会の形成に努めています。

(2) 拡声器・深夜営業

店舗や商店外の商業宣伝を目的とした拡声機から発生する騒音や、飲食店やカラオケボックス等の深夜営業に伴って発生する騒音から住民の生活環境を保全するため、大分市騒音防止条例により音の大きさや使用時間、使用方法等を規制しています。(資料編 P99 資7-13、P100 資7-14 参照)

平成21年度には、商業宣伝用の拡声機や深夜営業による苦情は、ありませんでした。



啓発用のチラシ

→ 第4節 防疫及び空き地の管理

施策1

ねずみ族・衛生害虫駆除

衛生害虫駆除のため、自治委員等の要望に基づき、道路側溝、下水道に薬剤を散布しました。

また、地域の保健衛生組合と連携しながら生活環境の向上を図っています。薬剤（蚊、ハエ・ねずみ用）は希望者に対し、環境対策課、各支所、出張所で配布しました。

害虫駆除実績（平成21年度）

害虫の種類	実施地区数（延べ）
発生源駆除（蚊・ハエ）	619
成虫駆除（ゴキブリ）	267
計	886

薬剤配布状況の推移

年 度	市民への配布実績			
	水和剤（蚊・ハエ用）		殺そ剤（ねずみ用）	
	配布 件数	数 量 (1袋=5g×5個入)	配布 件数	数 量 (1袋=20g×3個入)
H17	316	3,896	139	882
H18	386	5,647	137	677
H19	343	3,300	131	678
H20	382	3,191	141	689
H21	360	2,482	113	561

施策2

空き地の適正管理

空き地については、その土地の所有者（管理）者の管理が不十分な場合は、雑草が繁茂して、害虫の発生、アレルギー疾患の原因、火災の発生源になるとして、周辺の住民から苦情が寄せられるケースも多く発生しています。

これらの苦情を受けたときは、空き地の所有（管理）者へ「大分市環境美化に関する条例」に基づき適正な管理を行うよう、文書等で指導しました。

苦情件数の推移

年度	苦情件数	区画数
H17	104	175
H18	126	183
H19	57	124
H20	72	107
H21	75	127

第4章

資源、エネルギーを大切にし、

環境負荷の低減や地球環境の保全に取り組みます

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

- 施策1 ごみの排出抑制・減量化の推進
- 施策2 リサイクルの推進
- 施策3 産業廃棄物の適正処理

第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

- 施策1 水の効率的な利用促進
- 施策2 消費生活における省エネルギーの促進
- 施策3 新エネルギー導入の促進

第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

- 施策1 地球温暖化対策の推進
- 施策2 オゾン層保護の推進
- 施策3 酸性雨対策の推進

第1節 ごみの減量化・リサイクルを進めます

施策1

ごみの排出抑制・減量化の推進

(1) 大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成6年4月に生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を施行しました。

この条例により、各主体の基本的責務などを定め、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正処理を図ります。

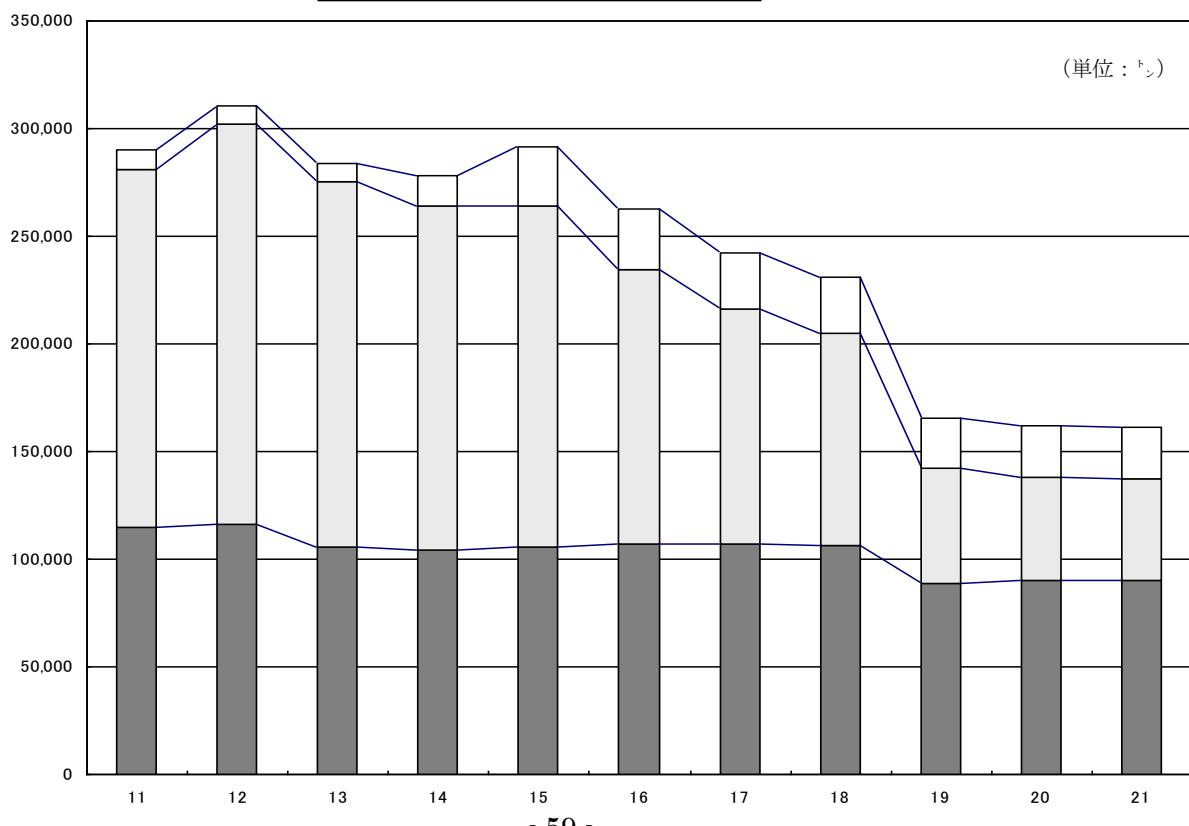
(2) 一般廃棄物処理基本計画

本計画は、本市におけるごみ処理事業の最上位計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づいて策定するものであり、大分市総合計画及び大分市環境基本計画に定めている基本計画のうち、ごみ処理施策における基本理念や基本方針をさらに具体化するための施策を表すものです。

この計画により、廃棄物の排出抑制・減量化、資源化やその適正処理などに関する施策を総合的・計画的に推進します。

ごみ搬入実績の推移

■大分市直営収集 □大分市直接搬入 ▲広域市町搬入



(3) 生ごみの減量化

家庭から排出されるごみの多くは調理ごみや残飯などの「生ごみ」といわれています。「生ごみ」には多くの水分が含まれているため焼却効率が悪くなる等の原因となります。

そこで、本市では「生ごみ」の減量化や再資源化を図るため、様々な施策を推進しています。

■生ごみ処理容器貸与事業

コンポスト容器、ボカシ容器（2個1セット）を無償で貸与し、その利用状況等についての巡回指導等を行うことにより、生ごみの減量化・堆肥化の推進を図ります。



生ごみ処理容器貸与実績

	15年度以前	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	廃止件数	貸出件数合計
コンポスト	7,578	203	313	565	616	490	599	569	9,795
ボカシ	2,675	137	203	179	207	182	165	349	3,399

■生ごみ処理機器購入補助事業

生ごみの一層の減量とリサイクルの推進を図るために、平成13年度から開始しました。電動式・非電動式とともに本体購入価格の2分の1の補助（上限3万円）を行います。

生ごみ処理機器購入補助実績

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	補助件数合計
補助件数	1,487	1,006	470	371	347	291	295	218	153	4,638

■生ごみのコミュニティ回収事業

地域単位で（20～50世帯）で生ごみ処理機を利用し、その生成物を堆肥として利用することにより、環境意識の醸成やコミュニティの活性化を図ることを目的としています。平成20年度から公募事業を開始し、2地区をモデル地区に指定して取組みを行っています。

※ モデル地区：広内地区及び竹中高城地区



(生ごみ処理機)

■段ボールコンポスト普及啓発事業

多様化する市民のニーズに対応するため、家庭で比較的手軽にできる段ボール箱を使用したコンポスト容器の支給事業を平成 21 年度から開始しました。

段ボールコンポストとは、「段ボール箱」に「ピートモス」・「もみ殻くん炭」を混ぜ合わせたものに、生ごみを入れ堆肥化するもので、使用期間が約 3 ヶ月と短期間であることから、1 世帯 1 セットずつ全 4 セットまでの支給を行っています。



(段ボールコンポスト容器の作り方)

段ボールコンポスト申請数

年度	申請数
21	989 世帯

(4) ごみ減量推進事業所の指定

平成 6 年度より、大規模事業所を「ごみ減量推進事業所」として指定し、廃棄物管理責任者の選任やごみ減量計画書の作成・提出を求ることにより事業系廃棄物の減量を図っています。

指定基準は、床面積の合計が 3,000 m²以上の事業所（市内に有するもの）又は、その他ごみ減量効果が大きいとして市長が特に認めるもの（ただし、市内に有する面積が 500 m²以上のもの）となっています。

平成 22 年 3 月末現在 124 事業所をごみ減量推進事業所として指定しています。

ごみ減量推進事業所数

	15 年度 以前	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	廃止 件数	指定数 合計
事業所数	131	6	4	1	0	0	0	18	124

(5) エコショップ認定

ごみ減量やリサイクル・環境保全等に積極的に取組んでおり、認定基準を満たしている小売店舗等をエコショップとして認定し、認定票及び認定証を交付するとともに、リサイクルおおいた等を利用して公表を行うエコショップ認定事業を平成 12 年度から実施し、事業者及び市民のごみ減量・リサイクル意識の高揚を図っています。

認定を受けた事業者は、計画書及び実績報告書を毎年市長に提出し、環境保全に留意しながらごみ減量・リサイクルを実践しています。

平成 22 年 3 月末現在 92 事業所をエコショップとして指定しています。



(6) 多量排出事業者に対する指導

事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を発生させる事業者に対し、発生抑制と減量化計画策定の指導に努めています。

また、多量排出事業者から提出のあった産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書及び処理計画に係る実施状況報告書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び第12条の2第10項の規定に基づき公表しています。

処理計画書及び実施状況報告書提出事業者数

業種	産業廃棄物 処理計画書	特別管理 産業廃棄物 処理計画書	産業廃棄物 処理計画実施 状況報告書	特別管理 産業廃棄物 処理計画実施 状況報告書
建設業	30		30	
製造業	12	11	12	7
鉱業	1			1
電気・ガス・水道業	6		6	1
通信業	1		1	
医療業		1		1
サービス業		1		1
計	50	13	50	10

(実施状況報告書数は、20年度に提出した計画書に対する報告数)

(7) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

ごみの減量やリサイクルの推進を図るために、平成3年11月1日に「大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会」を設置し、市内におけるごみの減量やごみの再資源化・再利用等についての検討・協議を行っています。

※ 協議会委員構成	計 22名
市民の代表者	9名
関係団体の代表者	12名
市職員	1名

施策2

リサイクルの推進

(1) 有価物集団回収運動促進事業

昭和51年度から始めた新聞紙等の集団回収運動は、市民参加のリサイクル運動として取組み、ごみの減量・再資源化を図っていくうえで大きな成果を上げるとともに、地域におけるコミュニティづくりに貢献しています。

平成5年度には、回収団体の活動意欲の高揚を図るため、定額制による報償金制度の導入を行いました。

この運動をさらに拡大し、地域に密着させていくため、平成8年度からこれまでの定額制に加え、従量制を取り入れた制度の見直しを行い、回収団体の活動意欲の高揚と回収実績の向上を目指すことをしています。

有価物集団回収運動実施状況

年度	実施団体数	回収重量(t)
H12以前	591	141,949.74
H 13	572	7,066.12
H 14	536	6,186.36
H 15	523	6,054.79
H 16	515	5,788.19
H 17	518	5,450.94
H 18	517	5,077.87
H 19	505	4,727.67
H 20	517	4,308.66
H 21	496	3,967.80
累計		190,578.14

(2) 剪定枝等のリサイクル

埋立場の延命化と資源の再利用を図るため、埋立場に排出される廃棄物の中で、庭木、公園内の樹木等の剪定枝等のリサイクルを行っています。

剪定枝資源化量

年度	H 19	H 20	H 21	合計
資源化量(t)	1,005.58	962.14	838.68	2,806.40

(3) 空き缶クリーン作戦促進事業

空き缶回収を通じてものを大切にする心や、町の美化意識の向上を目的として、昭和57年度から、小中学校の児童・生徒を対象に実施しています。

空き缶回収状況

年度	H 16以前	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	合計
学校数	76	88	88	88	88	87	-
回収個数	55,920,450	2,330,723	2,769,117	2,780,939	2,756,771	2,381,482	68,939,482
回収重量(kg)	1,697,888	52,860	63,410	62,400	61,870	53,410	1,991,838

(4) 資源物の分別回収

平成 10 年 1 月から家庭から排出される「缶・びん・ペットボトル」を資源物として分別収集を開始しました。

さらに平成 13 年 4 月からは「新聞類」「その他紙類」「布類」、平成 19 年 4 月からは「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始し、平成 20 年 4 月に一部見直しを行いました。

缶・びん・ペットボトル回収実績

年度	回収量(t)
9	849.39
10	4,181.33
11	4,447.30
12	4,502.29
13	4,671.92
14	4,481.26
15	4,454.55
16	4,494.17
17	5,245.92
18	5,548.00
19	5,958.90
20	6,006.03
21	5,985.09

新聞類・その他紙類

年度	回収量(t)
13	12,324.83
14	12,185.88
15	12,102.02
16	11,779.48
17	11,690.47
18	12,314.15
19	17,053.24
20	15,344.13
21	14,162.16

プラスチック製容器包装

年度	回収量(t)
16	15.00
17	129.21
18	116.14
19	4,394.51
20	3,459.28
21	3,014.14

(5) 牛乳パック回収事業

牛乳やジュースの紙パックの再資源化を図るために、平成 4 年度から事前に取り組んでいます。

市の施設（本庁・各支所・地区公民館等）23ヶ所に回収箱を設置し、福祉施設が回収を行っています。

牛乳パック回収実績

年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)	年度	回収重量(kg)
4	1,858	12	2,745	20	623
5	3,111	13	1,456	21	503
6	3,840	14	1,147		
7	3,979	15	1,107		
8	5,234	16	897		
9	3,244	17	874		
10	4,434	18	908		
11	3,666	19	596	累計	40,222 kg

施策3

産業廃棄物の適正処理

(1) 立入調査

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入調査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っています。

監視・調査内容(平成21年度)	件数
立入調査	691
水質調査	236
焼却施設ダイオキシン類濃度調査	9
産業廃棄物最終処分場測量調査	4
計	940

(2) 不法投棄パトロール

産業廃棄物の不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し原状回復を基本に対処しています。

(3) 処理施設の円滑な設置と適正な配置

産業廃棄物処理施設の許可等においては、排出量、処理施設の処理能力などに応じて、その適正な配置に努めています。

産業廃棄物処理施設

処理施設の種類	設置数
汚泥の脱水施設	29
汚泥の乾燥施設	2
廃油の油水分離施設	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	4
廃プラスチック類の破碎施設	9
木くず又はがれき類の破碎施設	54
コンクリート固型化施設	1
汚泥の焼却施設	8
廃油の焼却施設	10
廃プラスチック類の焼却施設	11
他の産業廃棄物の焼却施設	21
産業廃棄物の最終処分場	23
計	174

許可対象外の産業廃棄物処理施設

処理施設の種類	設置数
汚泥の脱水施設	3
汚泥の乾燥施設	3
廃油の油水分離施設	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	5
廃プラスチック類の破碎施設	33
木くず又はがれき類の破碎施設	9
他の産業廃棄物の破碎施設	24
他の産業廃棄物の焼却施設	6
他の産業廃棄物処理施設	84
計	173

(平成22年3月31日現在)

→ 第2節 水・エネルギーの有効利用を進めます

施策1

水の効率的な利用促進

(1) 雨水貯留施設設置補助

都市の保水力を高め、また、雨水を庭木の散水や災害時における初期消火などに有効活用できるよう、市民が雨水貯留施設を設置する場合、費用の一部を助成しています。制度や実績については、以下の表のとおりです。

対象者の要件 (右を全て満たす方)	①市内において雨水貯留施設の設置をする場所の同一敷地内に居住していること ②同一世帯の方が過去5年以内にこの補助金の交付を受けていないこと ③市税の滞納がないこと
対象施設の要件	①雨どいに接続し、建築物の屋根の雨水を貯留するための構造を備えていること ②貯留容量が100リットル以上であること ③設置から5年以上使用できると認められること ④雨水貯留施設については、水栓・オーバーフロー対応・転倒防止施設を備えていること ⑤浄化槽転用については、水栓及びポンプ設備(自動停止機能を備えているものに限る)があること
対象経費	①雨水貯留施設については、製品の本体価格・付属品価格・設置費用・配送費等のすべての経費 ②浄化槽転用については、雨どいからの配管工事等に加えポンプ価格・設置費等の経費
補助金額	設置費の2分の1 補助限度額=30,000円 (1,000円未満は切り捨て)
実績	平成19年度 32件 平成20年度 70件 平成21年度 77件 合計 179件

施策2

消費生活における省エネルギーの促進

(1) リフォーム教室・リフォーム作品展

ごみ減量や資源保護への関心が高まるなかで、省資源・省エネルギーを心がけた生活を送っていただけけるよう、リフォーム教室や毎年2月の省エネルギー月間に合わせて、家庭で使われなくなった衣類や小物を利用した作品展を開催し、意識の向上を図ります。

(2) 市民エコ・ライフ運動

市民一人ひとりの日常生活における地球温暖化防止に向けた取組として、節電、節水、省資源、省エネルギー、リサイクルなど環境に配慮した行動の促進を図るため、平成11年11月から「市民エコ・ライフ運動」を展開し、定期的に「エコ・クリッキング講習会」を行っています（内容は第5章第1節に掲載）。



施策3

新エネルギー導入の促進

(1) ごみ焼却余熱利用発電

佐野清掃センター清掃工場及び福宗環境センター清掃工場では、焼却によって発生する熱を積極的に利用した高効率の発電設備（佐野清掃センター清掃工場：9,500kW、福宗環境センター清掃工場6,000kW）を設置し、工場内の冷暖房及び給湯設備に利用するほか、余剰電力を電力会社に売電しています。さらに、佐野清掃センター清掃工場では、隣接する佐野植物公園に温水を供給しています。

年 度	施設名	発電電力量 (kwh)	売電電力量 (kwh)	売電収入額 (円)
H 19	佐野清掃工場	28,989,890	6,471,186	56,239,550
	福宗清掃工場	23,737,630	12,931,500	109,851,118
H 20	佐野清掃工場	28,024,370	5,766,480	49,579,639
	福宗清掃工場	21,026,730	10,400,460	87,994,609
H 21	佐野清掃工場	26,680,900	5,939,220	50,316,330
	福宗清掃工場	23,164,200	11,649,060	97,979,787

→ 第3節 地球環境に配慮した取組を進めます

施策1

地球温暖化対策の推進

「地球温暖化」は、地球全体の環境に影響を及ぼし、人類の生存基盤を危うくしかねない最も深刻な問題になっており、その対策として、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となっています。

わが国の動向

平成5年	「環境基本法」施行 ・地球環境問題や国際協力への対応	環境政策を総合的かつ計画的に推進するための枠組
平成6年	「環境基本計画」策定	
平成9年12月	地球温暖化防止京都会議 ・温室効果ガスの削減に向けての世界的な取組を確認 ・日本の目標『2008年～2012年の5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を基準年（1990年）と比較して6%削減』	
平成10年	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」）制定 ・国、地方公共団体、事業者及び住民それぞれの責務を明確化 ・都道府県、市町村に「温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画」の策定を義務化	
平成20年	「温対法」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という）改正（平成22年4月施行） ・一定規模以上の事業者に、エネルギー使用量や温室効果ガスの排出量の管理、算定、報告を義務化	
平成22年1月	「チャレンジ25」キャンペーン ・温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減することを目標	

平成20年6月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を中心に策定した「大分市地球温暖化対策行動指針」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進し、一人でも多くの市民、事業者がこの地球温暖化問題への理解を深め、主体的にまた協働して取り組む市民運動へと展開しています。

なお、大分市の温暖化の状況については資料編P127 資 8-3、P128 資 8-4を参照ください。



アスマルくん

(大分市の地球温暖化防止キャラクター)

大分市における二酸化炭素排出量の削減目標

二酸化炭素の削減目標	排出部門	削減目標の対象	現況年度（平成16年度）に対する削減目標	
			中間目標年度（平成24年度）	目標年度（平成28年度）
	民生（家庭）部門	1世帯あたりの二酸化炭素排出量	6% 削減	10% 削減
	民生（業務）部門	床面積(m ²)あたりの二酸化炭素排出量	8% 削減	13% 削減
	運輸（自動車）部門	1台あたりの二酸化炭素排出量	15% 削減	22% 削減

(1) 大分市地球温暖化対策実行計画

本市においては、職員自らの行政活動を環境に配慮したものとするため、平成10年4月より「大分市エコ・オフィス運動」に取り組み、また、「温対法」に規定される地方公共団体実行計画として、平成14年4月に「大分市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

本実行計画は、本市の事務・事業より排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組み、併せて「大分市エコ・オフィス運動」を継続することで、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

平成17年度には、副市長を本部長とする「大分市地球環境保全推進本部」を設置し、本実行計画の推進体制を整備し、平成19年度からは第2期計画として、平成17年度実績を基準として取組を継続しています。

■計画期間、数値目標

現行の第2期計画期間は、平成19年度から平成24年度までで、基準年度は平成17年度です。

対象となる物質は、全ての温室効果ガスで、数値目標は次の表のとおりです。

大分市地球温暖化対策実行計画																								
対象物質	①二酸化炭素 (CO ₂) ②メタン (CH ₄) ③一酸化二窒素(N ₂ O) ④ハイドロフルオロカーボン (HFC) ⑤パーフルオロカーボン (PFC) ⑥六フッ化硫黄 (SF ₆)																							
排出量の削減目標	基準年度(平成17年度)比で平成24年度までに6,178 t-CO ₂ (6%)を削減する。(計画期間:H19~H24)																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>削減目標 (t - CO₂)</th><th>総排出量 (t - CO₂)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準年 H17</td><td>—</td><td>102,971</td></tr> <tr> <td>目標年度 H24</td><td>6,178 削減</td><td>96,793</td></tr> </tbody> </table>			削減目標 (t - CO ₂)	総排出量 (t - CO ₂)	基準年 H17	—	102,971	目標年度 H24	6,178 削減	96,793													
	削減目標 (t - CO ₂)	総排出量 (t - CO ₂)																						
基準年 H17	—	102,971																						
目標年度 H24	6,178 削減	96,793																						
分野別目標行動(方針)	活動区分及び、分野別目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動区分 / 分野目標</th><th>数値目標</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>水の使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>A重油、灯油、都市ガス、LPG</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>コピー用紙の使用量</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>ガソリン、軽油</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>庁舎等からの廃棄物量</td><td>10%以上 削減</td></tr> <tr> <td>廃棄物のリサイクル率</td><td>50%以上</td></tr> <tr> <td>公共工事から発生するコンクリート、アスファルト、木材等のリサイクル率</td><td>90%以上</td></tr> <tr> <td>環境に配慮した製品のグリーン化率</td><td>70%以上</td></tr> <tr> <td>低公害車の導入割合</td><td>50%以上</td></tr> </tbody> </table> 1. 財(物品等)の購入に当たっての配慮 2. 財(物品等)やサービスの使用にあたっての配慮 3. 物品の廃棄に当たっての配慮 4. 建築物の建築、管理、解体にあたっての配慮 5. 発注工事や施設管理委託にあたっての配慮		活動区分 / 分野目標	数値目標	電気使用量	10%以上 削減	水の使用量	10%以上 削減	A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減	コピー用紙の使用量	10%以上 削減	ガソリン、軽油	10%以上 削減	庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減	廃棄物のリサイクル率	50%以上	公共工事から発生するコンクリート、アスファルト、木材等のリサイクル率	90%以上	環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上	低公害車の導入割合	50%以上
活動区分 / 分野目標	数値目標																							
電気使用量	10%以上 削減																							
水の使用量	10%以上 削減																							
A重油、灯油、都市ガス、LPG	10%以上 削減																							
コピー用紙の使用量	10%以上 削減																							
ガソリン、軽油	10%以上 削減																							
庁舎等からの廃棄物量	10%以上 削減																							
廃棄物のリサイクル率	50%以上																							
公共工事から発生するコンクリート、アスファルト、木材等のリサイクル率	90%以上																							
環境に配慮した製品のグリーン化率	70%以上																							
低公害車の導入割合	50%以上																							

■ 「大分市地球温暖化対策実行計画」に係る平成 21 年度実績について

本実行計画に係る平成 21 年度温室効果ガスの活動区分別排出量は表 1 のとおりです。

平成 21 年度実績は、平成 17 年度との比較で 31.3% (32,203t-CO₂) の増加となりました。

(注 1) 増加の要因は、平成 20 年に改正された「温対法」に基づく算定方法等に合わせ、算定対象を全市有施設としたこと及び、算定方法を変更したためです。なお、従前の算定方法による平成 21 年度実績は「85,419t-CO₂」となり、平成 17 年度との比較で 17% の減少となります。

また、本実行計画に係る平成 21 年度温室効果ガス（種類）別排出量は、表 2 のとおりです。

最後に、本実行計画に係る平成 21 年度分野別目標の削減実績は、表 3 のとおりです。

表 1 温室効果ガスの活動区分別排出量

活動区分		H17(合併後)		H18		H19		H20		H21		増減率 % (H21/H17)	増減率 % (H21/H20)
		活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)	活動量	排出量(t-CO ₂) 割合(%)								
電気の使用	買電(kWh)	83,136,675	29,680 (28.8)	82,321,147	29,389 (27.1)	84,177,508	30,051 (35.5)	82,303,963	29,383 (34.2)	88,910,592	33,253 (24.6)	12.0	13.2
	売電(kWh)	34,648,111	12,369 (12.0)	32,463,660	11,589 (10.7)	19,402,586	6,927 (8.2)	16,166,940	5,772 (6.7)	17,587,810	6,822 (5.0)	-44.8	18.2
	売買差(kWh)	48,488,564	17,311 (16.8)	49,857,487	17,800 (16.4)	64,774,922	23,124 (27.4)	66,137,023	23,611 (27.5)	71,322,782	26,430 (19.6)	52.7	11.9
燃料の燃焼	ガソリン(l)	357,946	827 (0.8)	397,805	919 (0.8)	394,621	912 (1.1)	393,301	909 (1.1)	392,471	911 (0.7)	10.2	0.2
	灯油(l)	1,198,261	3,028 (2.9)	1,076,695	2,719 (2.5)	1,280,225	3,234 (3.8)	1,323,744	3,344 (3.9)	1,090,033	2,726 (2.0)	-10.0	-18.5
	軽油(l)	615,873	1,626 (1.6)	586,591	1,549 (1.4)	477,547	1,279 (1.5)	477,170	1,260 (1.5)	460,853	1,191 (0.9)	-26.7	-5.5
	A重油(l)	214,043	593 (0.6)	182,082	506 (0.5)	174,910	486 (0.6)	91,752	255 (0.3)	69,875	190 (0.1)	-68.0	-25.6
	LPG(m ³)	46,246	304 (0.3)	45,510	305 (0.3)	46,960	298 (0.4)	41,796	281 (0.3)	96,995	581 (0.4)	91.0	106.6
	天然ガス(m ³)	—	—	—	—	—	—	—	—	6,358	15 (0.0)	—	—
	都市ガス(m ³)	827,115	1,919 (1.9)	768,829	1,784 (1.6)	793,020	1,832 (2.2)	976,527	2,246 (2.6)	1,005,433	2,310 (1.7)	20.4	2.9
	計		8,297 (8.1)		7,782 (7.2)		8,041 (9.5)		8,295 (9.7)		7,924 (5.9)	-4.5	-4.5
一般廃棄物の焼却(t)		180,181	2,787 (2.7)	175,317	2,712 (2.5)	140,531	2,174 (2.6)	141,686	2,192 (2.6)	168,599	2,967 (2.2)	6.5	35.3
一般廃棄物中の プラスチック類の焼却(t)		12,279	32,417 (31.5)	14,691	38,784 (35.8)	3,443	9,089 (10.8)	3,586	9,467 (11.0)	27,848	77,139 (57.1)	138.0	714.8
溶融炉での コークスの使用量(t)		5,293	17,148 (16.7)	5,137	16,644 (15.4)	5,490	17,786 (21.0)	5,663	18,348 (21.4)	5,626	17,831 (13.2)	4.0	-2.8
廃棄物の埋立て処分(t)		9,561	22,670 (22.0)	8,529	23,016 (21.2)	2,526	22,722 (26.9)	1,715	23,193 (27.0)	1,412	53 (0.0)	-99.8	-99.8
下水の処理量(m ³)		34,973,911	646 (0.6)	37,794,384	698 (0.6)	38,458,019	710 (0.8)	36,247,665	670 (0.8)	40,437,522	2,753 (2.0)	326.2	310.9
下水汚泥の焼却量(t)		5,779	1,598 (1.6)	2,844	786 (0.7)	2,940	813 (1.0)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	-100.0	—
し尿の処理量(m ³)		—	—	—	—	—	—	—	—	122,064	14 (0.0)	—	—
その他			97 (0.1)		90 (0.1)		78 (0.1)		89 (0.1)	□	61 (0.0)	-36.7	-31.0
合 計			102,971 (100)		108,312 (100)		84,537 (100)		85,865 (100)		135,172 (100)	31.3	57.4
										85,419 (注1)	-17.0	-0.5	

表2 溫室効果ガス（種類）別排出量

種類	主な発生源	H17(合併後)		H18	H19	H20	H21	増減 % (H21/H17)	増減 % (H21/H20)
		排出量(t-CO ₂)	構成割合(%)	排出量(t-CO ₂)	構成割合(%)	排出量(t-CO ₂)	構成割合(%)		
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気使用・燃料使用(コクス、ガソリン、灯油等) ・一般廃棄物(プラスチック類を含む)の焼却	75,002 (72.8)		80,851 (74.6)		57,864 (68.4)		59,544 (72.8)	129,306 (95.7)
メタン (CH ₄)	・一般廃棄物の焼却 ・下水道処理 ・埋立による排出	23,461 (22.8)		23,849 (22.0)		23,564 (27.9)		24,012 (22.8)	824 (0.6)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料使用(灯油、A重油) ・一般廃棄物の焼却 ・自動車走行	4,466 (4.3)		3,574 (3.3)		3,064 (3.6)		2,270 (4.3)	5,029 (3.7)
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・封入力ーエアコンの使用	42 (0.04)		38 (0.04)		45 (0.05)		39 (0.04)	13 (0.01)
パーグルオロカーボン (PFC)	・冷媒として封入されている製品の使用	0 (ー)		0 (ー)		0 (ー)		0 (ー)	0 (ー)
六フッ化硫黄 (SF ₆)	・電気設備に封入された電気絶縁ガス	0 (ー)		0 (ー)		0 (ー)		0 (ー)	0 (ー)
合計		102,971 (100)		108,312 (100)		84,537 (100)		85,865 (100)	135,172 (100)
								31.3	57.4

表3 平成21年度分野別目標の削減実績

計画分野		数値目標	H17(合併後)	H18	H19	H20	H21	増減 (H21/H17)	増減 (H21/H20)
①エネルギー・資源等	電気使用量 (kWh)	10%以上削減	48,488,564	49,857,487	64,774,922	66,137,023	71,322,782	47.1%	7.8%
	A重油 (ℓ)	10%以上削減	214,043	182,082	174,910	91,752	69,875	-67.4%	-23.8%
	灯油 (ℓ)	10%以上削減	1,198,261	1,076,695	1,280,225	1,323,744	1,090,033	-9.0%	-17.7%
	都市ガス (m ³)	10%以上削減	827,115	768,829	793,020	976,527	1,005,433	21.6%	3.0%
	LPG (m ³)	10%以上削減	46,246	45,510	46,960	41,796	96,995	109.7%	132.1%
	ガソリン (ℓ)	10%以上削減	357,946	397,805	394,621	393,301	392,471	9.6%	-0.2%
	軽油 (ℓ)	10%以上削減	615,873	586,591	477,547	477,170	460,853	-25.2%	-3.4%
	水使用量 (m ³)	10%以上削減	1,183,364	1,127,465	1,112,029	1,053,118	1,044,073	-11.8%	-0.9%
	コピー用紙使用量 (kg)	10%以上削減	457,185	477,464	451,434	454,437	449,649	-1.6%	-1.1%
	庁舎等からの廃棄物量 (kg) (うち資源物量)	10%以上削減	1,250,961 (426,581)	1,291,880 (494,612)	1,292,734 (588,599)	1,187,002 (564,965)	1,123,402 (589,204)	-10.2% (38.1%)	-5.4% (4.3%)
	公共工事 にともなう リサイクル率 発生土等	90%以上	100% 100% —	100% 100% —	100% 100% —	100% 100% —	100% 100% —		
②一般廃棄物の焼却	環境配慮製品のグリーン化率 (グリーン物品項目数/単価契約物品項目数)	70%以上	57.1% (64/112)	60.8% (62/102)	62.0% (62/100)	52.0% (51/98)	53.1% (52/98)		
	低公害車の導入割合 (導入台数累計/総台数)	50%以上	21.6% (100/462)	28.2% (138/490)	37.5% (187/499)	45.3% (226/499)	30.7% (265/864)		
	ごみ排出量 (t)	35%以上削減	—	223,170	169,935	162,865	160,937		-1.2%
	削減率 (%)	—	—	—	23.9%	27.0%	27.9%		
	資源化量 (t)	リサイクル率 40%以上	—	42,774	40,079	40,468	37,986	-11.2%	-6.1%
	リサイクル率 (%)	—	—	18.4%	22.6%	23.9%	22.7%		
	最終処分量 (t)	最終処分率 3%以下	—	46,216	16,329	9,856	10,419	-77.5%	5.7%
	最終処分率 (%)	—	—	20.7%	9.6%	6.1%	6.5%		

(2) エコエネルギー導入促進事業

太陽光発電設備等、エコエネルギー設備の導入支援を行っています。

NPO 法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を、交付金として当該 NPO 法人に交付する「大分市市民共同発電事業」を実施しています。

平成 21 年度末現在、のつはる少年自然の家(平成 19 年設置)、古国府浄水場(平成 20 年設置)、高崎山おさる館(平成 21 年設置)に設置された 3 基の太陽光発電設備が稼働しています。

(3) 温室効果ガス削減推進事業

温室効果ガス削減対策を考えるための市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた身近な対策を提起し、市民運動として展開しています。

■ 「地球温暖化対策おおいた市民会議」の開催

平成 19 年 12 月に本市の地球温暖化防止の取組の推進母体として市民、事業者、行政からなる「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置しました。

平成 21 年度は、4 回の会議と 3 回の部会を開催し、「おおいた市民一斉省エネチャレンジ」や「おおいた市民環境大学」等についての協議を行いました。

■ 「おおいた市民一斉省エネチャレンジ」の実施

全市域一斉に、市民、事業者が家庭や事業所、地域で節電、節ガス、節水やエコドライブ等、さらなる省エネ行動に挑戦していただくことを目的に、継続的な市民運動として 6 月の環境月間中と 12 月の地球温暖化防止月間中に実施しました。

①おおいた市民一斉省エネチャレンジ 2009 (夏)

実施日：平成 21 年 6 月 21 日（日）

○「6・21 “もったいない”省エネデー」～キャンドルナイトキャンペーン～

内 容・午後 8 時から 10 時までの 2 時間のライトダウンの実施

・一日を通しての新たな省エネ行動の実施

○「キャンドルナイトチャレンジ in 府内五番街」

内 容・廃油キャンドル講習会の開催

・廃油キャンドルの光の回廊（キャンドルを作った子ども達と市長による点灯式）

・キャンドルナイトミニコンサートの開催

検証結果

実施日 21 日（日）の市内の電気使用量は前日（20 日）比で 5.6% の減少となりました。



廃油キャンドル講習会の様子

②おおいた市民一斉省エネチャレンジ 2009（冬）

○「12・09 “もったいない”省エネデー」

実施日：平成 21 年 12 月 9 日（水）

内 容・午後 8 時から 10 時までのラ

イトダウンの実施

・一日を通しての新たな省

エネ行動の実施

検証結果



中央通り ライトダウン前



ライトダウン後

実施日 9 日（水）の市内の電気使用量は前日（8 日）比で 4.3% の増加となりました。

○「1 週間エコアクション」（1 週間の省エネ行動）

実施期間：平成 21 年 12 月 7 日（月）～13 日（日）

内 容：小中学校の児童生徒（小学校 4 年生以上）

を対象に、1 週間家族で力をあわせ、電気、ガスなどの省エネ行動に取り組み、どれだけ二酸化炭素の排出量が減ったかを『省エネチャレンジ日誌』に記入し、市に報告。



ガレリア竹町のキャンドルナイト

○「キャンドルナイトチャレンジ」

実施日：平成 21 年 12 月 19 日（土）

場 所：ライフパル、府内五番街、アクアパーク、

ガレリア竹町ドーム広場

内 容・廃油キャンドル講習会の開催

・廃油キャンドルの光の回廊（キャンドルを作った子ども達等と市長による点灯式）

・3 マイ（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）

運動に伴う手作り作品の展示・表彰式



3マイ運動 手作り作品展

■マイバッグ運動の推進（レジ袋の無料配布の中止）

平成 21 年 3 月 3 日、県、14 市 2 町、消費者団体、事業者等が参加し『大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定締結式』が行われ、6 月 1 日から『レジ袋の無料配布の中止』がスタートました。本市では、この取組の周知を図るため、校区単位（全市域の自治委員対象）での説明や市報特集号、市ホームページ等で取組紹介を行なうとともに、スタート直前には、県や消費者団体、協定参加スーパー等に呼びかけ、大分駅前やスーパー等で、街頭啓発活動を行いました。



大分駅前での街頭啓発活動

（4）環境にやさしい自動車導入推進事業

エコ自動車（電気自動車・ハイブリッド車等）を購入する市民（個人）に対し、経費の一部を支援することにより、日常生活におけるエネルギー・資源の節約を促し、温室効果ガスの削減を図りました。

平成 21 年度は、ハイブリッド車 482 台を対象に助成しました（1 台につき 3 万円）。

施策2

オゾン層保護の推進

(1) オゾン層保護対策

成層圏のオゾン層を破壊する特定フロン（CFC）等については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、規制スケジュールが定められており、国内においては「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」によって生産規制等が行われています。また、特定フロンの大気中への排出を抑制するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成14年に施行され、業務用冷凍空調機器等のフロン類について回収・破壊が義務づけられるとともに、特定フロンの回収業者等の登録が必要となっています。

また、平成13年に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」や平成17年に施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、冷媒として使用されているフロン類については、再資源化または破壊することが義務づけられています。

施策3

酸性雨対策の推進

(1) 酸性雨対策

酸性雨とは、工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって降下してくる酸性を帯びた雨のことであり、通常pH5.6以下の雨をいいます。

本市では東大分小学校測定局に自動雨水採取装置を設置して、雨量と雨水中のpHを連続監視しています。また、大分市役所（市街地）と田尻小学校（山間部）の2ヶ所にろ過式雨水採取器を設置し、年6回雨水の採取を行い、pHや導電率等12項目について雨水成分の調査を実施しています。

平成21年度のpH測定結果は以下のとおりです。なお、詳細な測定結果については資料編P126資8-2を参照してください。

平成21年度pH測定結果

測定地点	最大	最小	平均
東大分小学校測定局	6.3	3.2	4.7
大分市役所	6.0	4.5	5.0
田尻小学校	6.2	4.4	4.8

(注1) pHの平均は、降雨採取量による加重平均です。

(注2) 東大分小学校は、5~8月、2~3月の間は機器故障のため欠測です。

第 5 章

環境の保全と創造に協働して取り組みます

第 1 節 教育・学習を進めます

- 施策 1 環境情報の整備と活用
- 施策 2 学校・地域における環境教育・学習の推進
- 施策 3 地産地消と食育の推進

第 2 節 協働の体制づくりを進めます

- 施策 1 人材の発掘、育成とネットワーク化
- 施策 2 市民、事業者の環境保全行動の促進

第1節 教育・学習を進めます

施策1

環境情報の整備と活用

(1) 大分エコライフプラザ

平成19年4月に大分市福宗環境センター内にリサイクルの啓発施設を併設し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

開館時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週月曜日

(ただし祝日の場合は翌日)

住所：大分市福宗618番地

電話番号：097-588-1410



大分エコライフプラザ

<大分エコライフプラザでの主な催し物>

○ フリーマーケット

毎月第1日曜日（午前10時～午後2時）にフリーマーケットを開催しています。



フリーマーケットの様子

○ エコライフ体験教室

体験工房において、ごみ減量活動の一環としてさまざまな体験教室を毎月開催しています。

「つち玉（植木鉢）づくり」「古布の小物づくり」「ステンドグラスのランプづくり」「紙すき体験教室」「廃油せっけんづくり」が行われています。

○ 古着の引受け・引渡し

家庭で不用になった古着を無償にて引き受け、希望する方へ譲渡する「古着リユースコーナー」を設置しています。なお、下着や古着で汚れたものなどは引取りできない場合もあります。

施策2

学校・地域における環境教育・学習の推進

(1) 環境月間行事

環境展や環境ポスター展を通じて環境に関する理解と意識の高揚を図りました。

■環境展

1. 期日 平成21年6月7日(日)
2. 場所 ガレリア竹町ドーム広場
3. 内容 事業者、各種団体の参加のもと、市民一人ひとりの環境に配慮する意識の高揚を図るため、大分市環境展を実施しました。
 - ・環境にやさしい自動車の展示
 - ・リフォーム作品の展示・指導
 - ・地球温暖化防止啓発パネル展示
 - ・手作り石けん体験工房
 - ・廃油キャンドル体験工房
 - ・リサイクル製品等の展示
 - ・家庭用電動生ごみ処理機等の展示
 - ・合併処理浄化槽模型の展示
 - ・下水道に関する相談
 - ・こどもエコクラブ活動紹介
 - ・牛乳パック(20枚)とトイレットペーパー(1ロール)の交換
 - ・苗木の無料配布(800本)
 - ・汚泥リサイクル堆肥の無料配布(400袋)
 - ・液体石けん(350ml)と水切り袋の無料配布(500セット)など



■環境ポスター展

1. 期日 平成21年6月9日(火)～30日(火)
2. 場所 コンパルホール2階市民ギャラリー(6月7日は環境展会場にて展示)
3. 内容 市内及び、海外の友好都市等の小中学生より応募のあった環境保全をテーマとしたポスターを展示しました。(応募総数348点)

■各工場・事業場パトロール

1. 期日 平成21年6月23日(火)～26日(金)
2. 対象 住友化学株、新日本製鐵株、TOTO株、昭和电工株
3. 内容 環境月間中の各事業場における取組等についての聞き取り調査及び、環境対策に係る意見交換を行い、併せて公害防止施設の検査を行うことで、事業場における環境対策の徹底を図りました。

(2) 学習会、講演会

学習会や講演会などを開催し、環境保全に対する市民意識の高揚を図りました。

■学習会

自治公民館や小学校において、「水辺の環境学習会」等の環境保全に関する学習会や、「廃油キャンドル作り講習会」等の地球温暖化対策や省エネルギーに関する学習会を行いました。



水辺の環境学習会の様子

■講演会

おおいた市民環境大学開講記念講演を行いました。

(3) 環境教育副読本

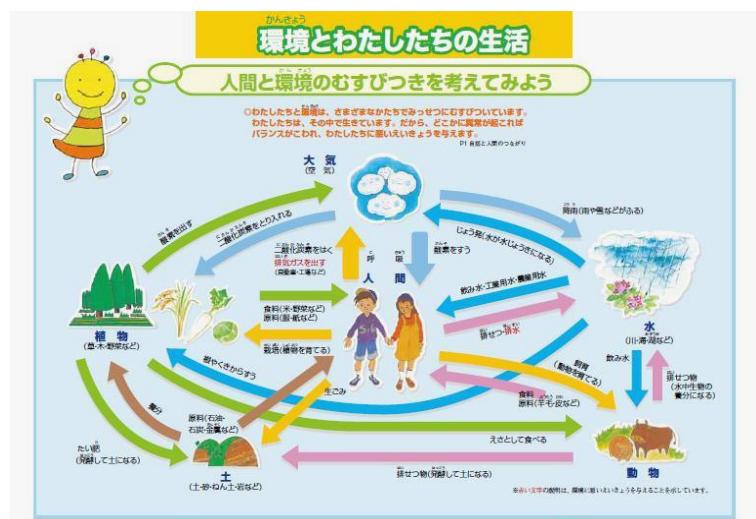
平成4年度から、教育委員会と小学校教諭の協力のもと環境教育副読本を作成しています。

平成19年度からは、清掃管理課が作成していた「くらしとごみ」と統合しました。

これまで市内の小学校4年生に配布していましたが、平成22年度版は、電子情報として市のホームページに掲載し、教育現場での活用を図っています。



平成22年度版副読本



副読本の内容

(4) 星空継続観察会（スターウォッキング・ネットワーク）

大気の清浄な状態と星の見え方には密接な関連があることから、環境省では大気保全の重要性を考える機会とするための「星空継続観察（スターウォッキング・ネットワーク）」を行っています。

本市では昭和 62 年度から大分天文協会の協力を得て観察会を実施しています。

（平成 21 年度実績）

- ・期 日 平成 21 年 8 月 18 日
- ・場 所 コンパルホール
- ・参加者 92 名
- ・内 容 「こと座のベガ」の観察、環境問題に関するビデオ等の上映



コンパルホール屋上での観察の様子

(5) 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

■エコスクール整備促進の概要

地球規模の環境問題に対応するため、学校においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設（エコスクール）を整備するとともに、未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられる工夫を行うことが重要となっています。

このため、本市の小・中学校の施設を改築又は新增築する際は、次の 3 つの事項に留意したエコスクールとしての施設整備に努めています。

- 施設面・・・やさしく造る
 - ・ 学習空間・生活空間として健康で快適である
 - ・ 環境への負荷を低減させる
- 運営面・・・賢く・永く使う
 - ・ 耐久性やフレキシビリティに配慮する
 - ・ 自然エネルギーを有効活用する
 - ・ 無駄なく、効率よく使う
- 教育面・・・学習に資する
 - ・ 環境教育に活用する

■エコスクール整備促進の具体的方法

本市では、主に以下の方法によってエコスクールの整備推進を行っています。

- 太陽光発電型・・・屋上・屋根等に太陽電池を設置し、発電した電力を活用する。また、発電パネルの設置により省エネ効果を可視化する。（資料編 P 129 資 8-5 参照）
- 省エネルギー・省資源型
 - ・ 省エネ型設備・・・省エネルギー型の照明器具等の導入を図る。
 - ・ 雨水利用・・・建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、校庭の散水等の利用を図る。
- 自然共生型
 - ・ 建物緑化・・・屋上の緑化等を行うことで自然との共生を考慮した施設とする。
- 木材利用型
 - ・ 地域材等の利用・・内外装を木質化することにより健康で快適な学習・生活空間の実現を図る。

■現在までの整備状況

本市では、以下の学校の施設に対しエコスクールとしての整備を行い、国が行っている「エコスクールパイロット・モデル事業」の認定校としての指定を受けています。

認定校指定年度	学校名	事業内容
平成 15 年度	大在西小学校	新築(H16 年度完成)
平成 17 年度	王子中学校	体育館改築 (H17 年度完成)
平成 18 年度	上野ヶ丘中学校	校舎全面改築 (H19 年度完成)
	神崎中学校	校舎増改築 (H19 年度完成)
平成 19 年度	松岡小学校	校舎増築 (H20 年度完成)
平成 20 年度	佐賀関小学校	体育館改築 (H20 年度完成)
	佐賀関中学校	体育館改築 (H20 年度完成)
平成 21 年度	大在中学校	校舎増築 H22 年度完成予定)

施策3

地産地消と食育の推進

(1) エコ・クッキング講習会

地元の食材や旬のものを使う、エネルギーの無駄遣いをしない、調理くずをださない等、環境に配慮した料理方法等を学習しました。

(平成 21 年度実績)

- ・実施回数 4 回
- ・参加人数 113 人
- ・講 師 原 孝子先生



講義の様子



実際に調理をしました

今後は、大分市食生活改善推進員を対象とした講習会や、男性限定の講習会など、様々な企画を行っていきます。

➡ 第2節 協働の体制づくりを進めます

施策1

人材の発掘、育成とネットワーク化

(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議

市民・事業者・行政が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら協働して、温室効果ガス削減に向けた各種の取組を積極的に推進するため、平成19年12月に「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設置しました。

地球温暖化対策の推進に向けた各主体の、自発的かつ具体的な行動や、協働して取り組む重点プロジェクトを促進するため、市民会議を開催し、温室効果ガス削減に向けた実効性のある取組を展開していきます。

(2) おおいた市民環境大学

身近な環境問題から地球環境問題まで、最近話題のテーマを中心に、市民の皆さんのが気軽に学習できる場として「おおいた市民環境大学」を開設しました（受講生数75名）。

講座（計7回）では、環境について専門知識を有する方、環境活動を実践している方などを講師に招き、講義をしていただきました。

本大学では、受講生一人ひとりが各講座を通して環境についての知識を高め、自分で「考え」、受講生相互が「力を合わせ」、それぞれの環境課題の解決に向けた取組を進めていただくことを目指しています。また、毎年度、修了者を対象にO Bとしての組織化を図り、相互学習等を通して環境への理解を深め、家庭、職場、地域のエコリーダーとしての資質の向上を図っていきます。



環境大学 開講記念講演の様子

施策2

市民、事業者の環境保全行動の促進

(1) こどもエコクラブ

こどもエコクラブって？

幼稚から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブです。

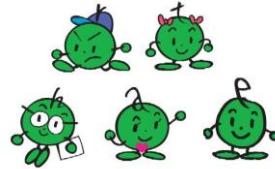


何するの？

子どもたちの興味や関心に基づいて、身近にできる地球にやさしい活動を自由に取り組んでいます。



クラブメンバーが作成した壁新聞
自分達の活動を紹介しています。



(2) きれいにしょうえおおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として住民の方々にお住まいの地区の里親になっていただき、お住まいの地域をきれいにしていただくというボランティア清掃活動を開始しました。

初年度は 5 団体を選定し、モデル的に実施し、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開しています。

<対象となる団体>

すでに結成している団体や自治会、学校、会社、気の合う仲間同士で構成し、公共の場所を定期的に無償で清掃をする 2 名以上の団体。

<活動の内容>

活動回数は年 6 回以上とし、申請時に登録した活動区域内の空き缶や吸殻などの散乱ごみの清掃活動を行います。

<市の支援>

活動を行うにあたり必要な物品は市が貸与・支給します。

貸与物品・・・ほうき、火バサミ、ちりとり

支給物品・・・軍手、帽子、ごみ袋

登録団体数

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
登録団体数	5 団体	65 团体	39 团体	36 团体	23 团体	23 团体	191 团体
登録者数	168 人	1,971 人	894 人	600 人	604 人	421 人	4,658 人

最近の活動数

163 団体

4,320 人

(平成22年3月31日現在)



第3部

戦略プロジェクトの推進

本市が抱える環境問題のうち、緊急かつ重要性が高く、より重点的に取り組むべき課題があります。このうち、環境への影響が懸念され、市、市民、事業者及び民間団体の協働のもとに推進することで、より大きな効果が期待できるものとして次の4つのプロジェクトがあります。

第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

－「地球市民」としての実践行動－

第2節 4R推進プロジェクト

－「もったいない」を合い言葉に－

第3節 里地里山保全プロジェクト

－人の交流がはぐくむ豊かな自然環境－

第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト

－市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて－

上記のポスターは、平成21年度「大分市環境ポスター展」で最優秀賞を受賞された
松尾みちるさん（滝尾中学校）の作品です。作品名は「自然からの涙 私達が受けとめよう」です。

第 1 節

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト

- (1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動
- (2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）
- (3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の
取組の推進（市民、事業者）
- (4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）
- (5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）
- (6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

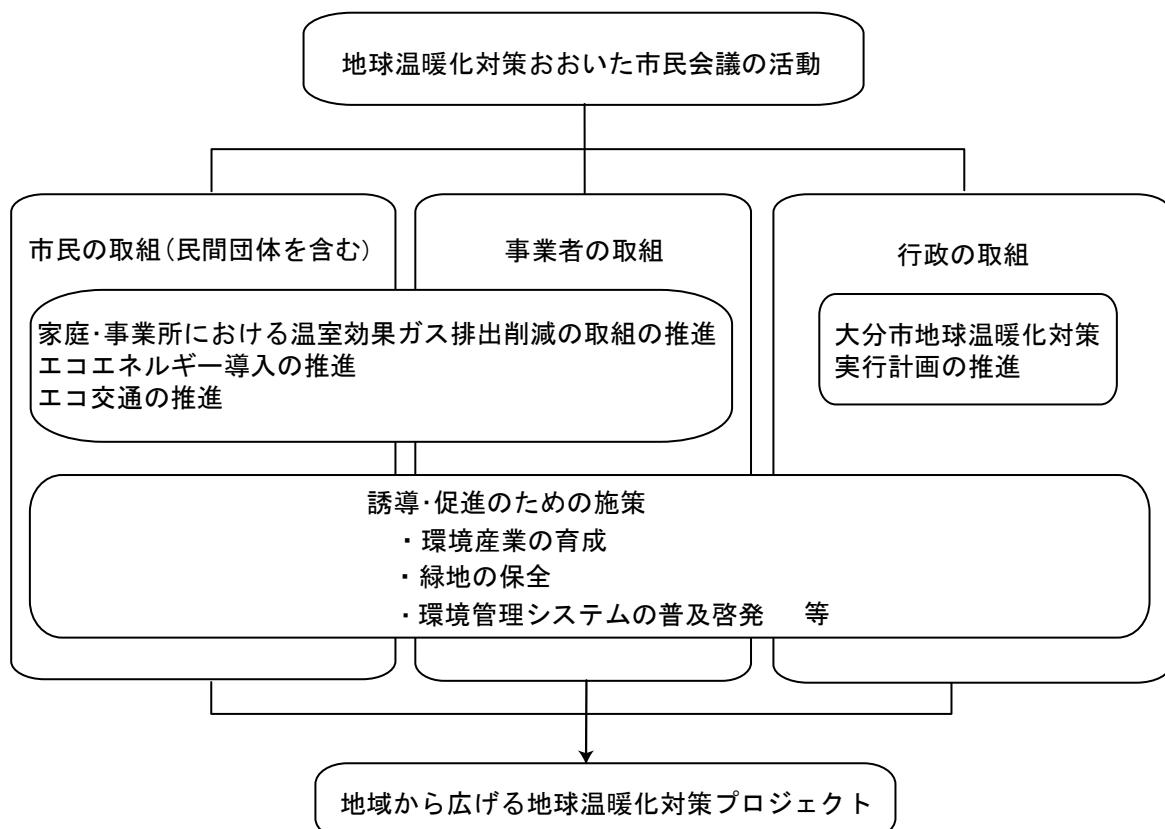


第1節 地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト －「地球市民」としての実践行動－

地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる重要な環境問題の一つであり、予想される影響の大きさや深刻さから見て、国際的な対応はもとより、私たちの日常生活や事業活動など身近なところから温室効果ガスの排出抑制に努めることが必要です。

このようなことから、温室効果ガス削減対策に取り組むため「地球温暖化対策おおいた市民会議」を設立（平成19年12月）し、市民、事業者、行政が、家庭・事業所・地域で主体的に、また協働して環境負荷低減行動や省資源・省エネルギー行動、また緑化活動など身近な地球温暖化対策に向けた取組を実践、展開しています。

地域から広げる地球温暖化対策プロジェクトの基本的構成



(1) 地球温暖化対策おおいた市民会議の活動

- ・「地球温暖化対策おおいた市民会議」を本市が進める地球温暖化対策の中心的な組織と位置付け、この市民会議の活動を積極的に推進しています。
- ・家庭や事業所、地域における地球温暖化対策への取組の誘導と意識啓発を図り、市民運動へと繋げていきます。

実施状況

- ・省エネチャレンジ2009(夏)及び2009(冬)の実施
- ・おおいた市民環境大学の開講(7回)
- ・マイバッック運動の推進
- ・省エネチャレンジや重点プロジェクト(大分市地球温暖化対策行動指針)の推進等に係る協議を中心に年4回開催、また市民環境大学運営委員会等を3回開催

(2) 大分市地球温暖化対策実行計画の推進（行政）

- 市の施設や事務事業を対象に、温室効果ガスの削減を総合的に推進しています。

- 「大分市エコ・オフィス運動」の「7つの実践」を中心とした取組を推進
- 本市の事務事業に係る温室効果ガス排出抑制を図るため、第2期計画（平成19年度から平成24年度）に基づき、その結果について、毎年度白書で公表

(3) 家庭・事業所における温室効果ガス排出削減の取組の推進（市民、事業者）

- 日常生活（家庭）や事業活動（事務所・工場等）における省資源、省エネルギー等の実踐行動を全市的な取組として推進しています。

- 省エネチャレンジ2009（夏）及び（冬）を実施し、「地球温暖化対策ガイドブック」の活用を市民・事業者等へ啓発

(4) エコエネルギー導入の推進（市民、事業者、行政）

- 新築・改築等にあたって、エコエネルギー設備（太陽光発電、小型風力発電等）の導入を推進しています。

- 「大分市市民共同発電事業」（高崎山おさる館）
- 中学校屋内運動場に太陽光発電を利用した防犯灯を設置

(5) エコ交通の推進（市民、事業者、行政）

- 自動車に頼らないライフスタイルを推進しています。
- 環境にやさしい自動車の利用（アイドリングストップ、エコドライブ等）を推進しています。
- 低公害車や燃費の良い車など、環境への負荷の少ない車の利用を推進しています。

- 小学生対象にバス乗り方教室の実施（5校）
- 転入者へのバスマップ、おもむき自転車マップを配布
- 環境にやさしい自動車導入推進事業（ハイブリッド自動車482台について購入助成）
- 市報6月15日号に「アイドリング・ストップを実行しましょう」の記事を掲載
- 近隣での用務ご利用できるよう自転車25台、電動アシスト付自転車3台を集中管理し、職員に貸し出し
- 「ヘルシー＆エコ通勤ウィーク」の実施

(6) 誘導・促進のための施策（市民、事業者、行政）

- 緑地の保全を図っています。
- 環境管理（環境マネジメントシステム）の普及啓發に努めます。

- 市民と協働で環境緑化のために植樹、大野川樹林帯「みんなの森づくり市民植樹祭」を実施
- 「エコアクション21」説明会の開催準備

第 2 節

4 R 推進プロジェクト

- (1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会
- (2) 拒否（リフューズ）
- (3) 発生抑制（リデュース）
- (4) 再使用（リユース）
- (5) 再生利用（リサイクル）

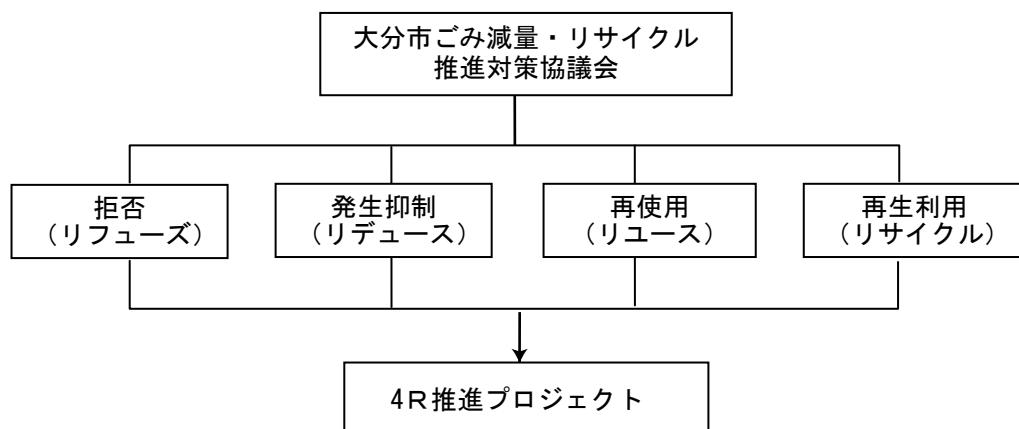


第2節 4R推進プロジェクト —「もったいない」を合い言葉に—

本市では、循環型社会の構築を推進するうえで、ごみ減量の3R「廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）」に、過剰包装の拒否（リフューズ：Refuse）を加えて「4R」を実施しています。

まずごみを出さないことを基本に、「焼却」「埋める」のごみ処理システムから、「分別」「リサイクル」へと転換し、“もったいない”を合い言葉に市民との対話と協働でつくる循環型社会を目指しています。

4R推進プロジェクトの基本的構造



(1) 大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会

- ・市民、関係団体の代表などで組織し、ごみ減量化・リサイクルの推進を図っています。

実施状況

- ・大分市ごみ・減量リサイクル推進対策協議会の開催

(2) 拒否 (リフューズ)

- ・消費者団体、量販店、商店街等と連携し、レジ袋の削減を推進し、併せてマイバッグ運動を展開しています。

- ・平成21年6月1日から協定締結企業によるレジ袋の無料配布の中止に合わせ、大分県や消費者団体、食品スーパー等と連携し街頭啓発等を実施
- ・ごみ減量推進事業者に対してレジ袋の自粛をお願いする文書を発送

(3) 発生抑制（リデュース）

- ・生ごみのコミュニティ回収事業として、希望する自治会や団体に生ごみを堆肥化する機械を貸与し、生ごみの再資源化を図っています。
- ・ごみ問題の本質であるごみを減らす取組として、分別の徹底を図るとともに、さらなる減量化を図るため、指定ごみ袋制（ごみ有料化）の導入についても検討を行います。

- ・自治会を対象に電動生ごみ処理機を貸与し、生ごみの再資源化について実証
- ・「ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」を実施
- ・他都市の事例等の調査・検討

(4) 再使用（リユース）

- ・フリーマーケット等を活用し、リユースを推進しています。

- ・フリーマーケットは大分エコライフプラザにて月1回開催

(5) 再生利用（リサイクル）

- ・循環型社会の構築に向け、新たなエネルギー資源として植物等由来の燃料である、バイオマス燃料の導入について検討します。
- ・大分エコライフプラザを活用し、各種イベント等を通じて環境意識の向上を図っています。

- ・大分大学及び、民間企業との産学官による新たな方式の廃食油のBDF化実証実験を行い、精製したBDFの品質分析を実施
- ・再生家具・再生自転車の抽選会等を実施

第3節

里地里山保全プロジェクト

- (1) 里地里山環境への取組
- (2) 里地里山の保全・再生への体制づくり
- (3) 普及啓発・情報発信の推進



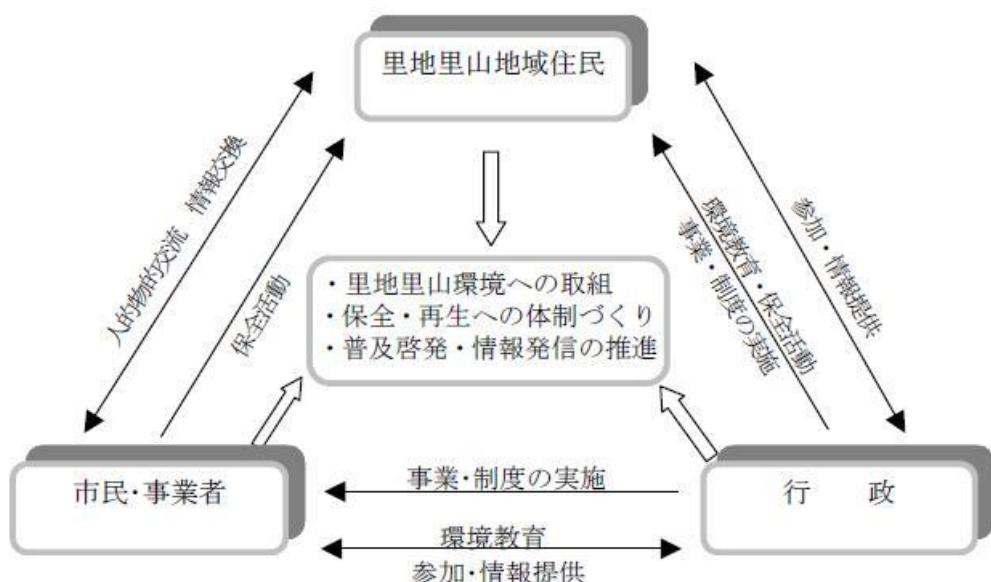
第3節 里地里山保全プロジェクト －人の交流がはぐくむ豊かな自然環境－

里地里山は、都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、人里に近い再生林（アラカシ林、コナラ林など）や育成林、水田、畑、草原、小川などの身近な自然で構成されており、多様な生き物をはぐくむ生息地域となっています。

また、里地里山は、農林産物の生産の場であると同時に、都市近郊においては、人々が自然とふれあう場としての機能を持っています。

このかけがえのない里地里山ととの新たな関係を構築し、保全と持続可能な利用を図る取組を推進しています。

里地里山保全プロジェクトの基本的構造



(1) 里地里山環境への取組

- ・下草刈り、落ち葉かき、竹の除去、炭焼き等の保全管理のための地域活動を支援しています。
- ・道路、水路、河川等の周辺環境の整備を行っています。
- ・地域の特性や個性を活かした主体的な都市農村交流活動を支援しています。
- ・地元産業を育成し、安心、安全、新鮮な地元産品の流通、消費の拡大を図っています。
- ・多様な生物が生育・生息できるように地域特性に応じた保全活動や環境に配慮した農林業の生産活動を進めています。

実施状況

- ・周辺林地の下草刈りで中山間地域等直接支払交付金を石合、原村等9協定集落へ交付
- ・市管理河川の草刈りを実施したボランティア団体への報奨金を支出
- ・水路、農道等の管理活動として、中山間地域等直接支払交付金を全15協定集落へ交付
- ・ひの栽培体験、芋作り体験等を主催する団体への奨励金や物的支援を実施
- ・学校給食への市産品の提供
- ・加工所の建設支援
- ・電気柵等鳥獣被害防止対策、レンゲ等景観形成作物の植え付け、昆虫類の保護等多面的機能を増進する活動に中山間地域等直接支払交付金を全15協定集落へ交付

(2) 里地里山の保全・再生への体制づくり

- ・保全・再生の担い手の育成・確保を図るため、地域住民の集団化やリーダー養成の支援に努めます。
- ・地域の取組を支える行政、市民、事業者間の連携を密にし、協力、助け合いによる保全・再生の「地域力」を高める体制づくりをめざします。

実施に向けて検討中

(3) 普及啓発・情報発信の推進

- ・里地里山の価値を十分認識し、身近な自然とのふれあいの場として活用していくための仕組みづくりを図っています。
- ・身近な自然を守り育てることの大切さについて、環境学習を行っています。

- ・緑のまちづくり出張教室、みんなの森づくり出張教室、緑の教室開催
- ・ネイチャーウォーキングスクール、関崎シーサイドウォーキング開催
- ・鶴崎環境フォーラムにて、講演を実施

第4節

推進ネットワーク構築プロジェクト

- (1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化
- (2) 戦略プロジェクトの推進
- (3) 人材の育成・発掘・活用



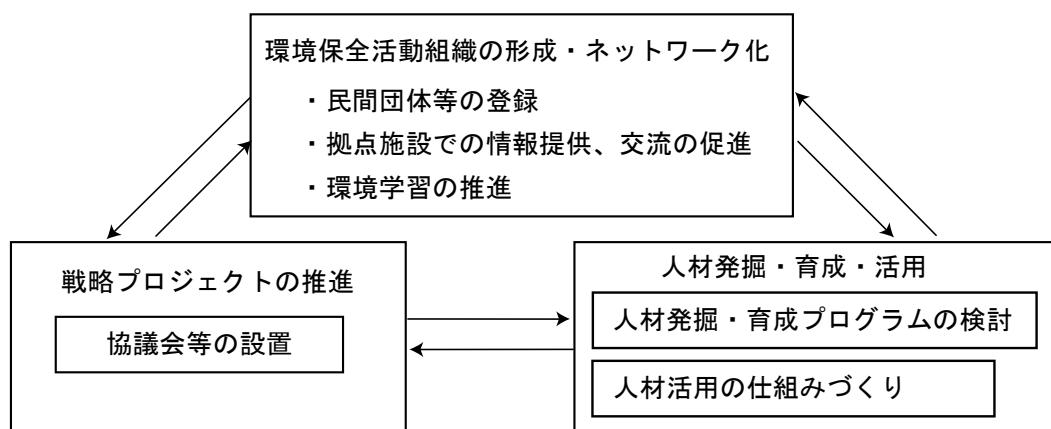
第4節 推進ネットワーク構築プロジェクト －市民の環境に関する能力アップと体制づくりに向けて－

戦略プロジェクトとして第1節から3節で掲げた内容を効果的に推進していくためには、市、市民、事業者及び民間団体による協働体制が不可欠です。また、市内には各種民間団体が地域性、ネットワークまたは専門性を活かし、独自の活動を展開しており、これらの団体の地域における役割は年々、大きくなっています。

そのため、これら各主体が同じ目標に向かって活動を行っていくうえでの体制づくりの検討が必要です。

また、複雑多様化する環境問題に効果的に対処していくためには、市民・事業者一人ひとりの環境に関するより高い知識や実践力が求められます。さらに、優れた人材を発掘・育成し、活動の場を設けることで、より効果的な施策の推進が期待できます。そこで、人材の発掘・育成を重点的に推進しています。

推進ネットワーク構築プロジェクトの基本的構造



(1) 環境保全活動組織の形成・ネットワーク化

- ・環境保全活動団体等の登録を行います。
- ・拠点施設での情報提供や交流の促進を行っています。
- ・環境学習を行っています。

実施状況

- ・消費者団体を対象とした研修（ライフパレ、コンパレホール）
- ・中国観察団の研修受入れ（大分エコライフプラザ）
- ・環境学習会の開催（市内小中学校教師を対象）
- ・環境講演会の開催

(2) 戦略プロジェクトの推進

- ・各プロジェクトについては、推進のための協議会等の設置を行います。
- ・登録された環境保全活動団体の情報などにより、より実践力のある組織を検討します。

実施に向けて検討中

(3) 人材の育成・発掘・活用

- ・人材育成のための研修会等を行っています。
- ・資格制度の導入等の検討を行います。
- ・人材の活用の仕組みづくりの検討を行います。

- ・「おおいた市民環境大学」を開設し、年7回の講座を実施し、講座を5回以上受講した方52名に対し修了証書を授与
- ・「おおいた市民環境大学OB会」への支援